

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

平成30年6月6日（水曜日）

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 16番 | 佐竹康彦君 |
| 17番 | 荒幡伸一君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 東口正美君 | 20番 | 木戸岡秀彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 高石健太君 |

出席説明員（31名）

| | | | |
|--------|-------|-------------------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 総務部参事 | 東栄一君 |
| 市民部長 | 村上敏彰君 | 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 |
| 福祉部長 | 田口茂夫君 | 福祉部参事 | 伊野宮崇君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 直井亨君 |
| 学校教育部長 | 田村美砂君 | 学校教育部参事 | 佐藤洋士君 |
| 社会教育部長 | 小俣学君 | 公共施設等 マネジメント課長 | 遠藤和夫君 |
| 総務管財課長 | 岩本尚史君 | 文書課長 | 下村和郎君 |
| 情報管理課長 | 菊地浩君 | 職員課長 | 矢吹勇一君 |
| 地域振興課長 | 大法努君 | 子育て支援課長 | 鈴木礼子君 |

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
環 境 課 長 宮 鍋 和 志 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
下 水 道 課 長 廣 瀬 裕 君
学 校 教 育 部 副 長 吉 岡 琢 真 君

健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君
教 育 総 務 課 長 石 川 博 隆 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名をいたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

12番、蜂須賀千雅でございます。平成30年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、小中学校におけるバリアフリー対策と教育活動についてお伺いをいたします。

①といたしまして、市内小中学校における視覚障害や車椅子等必要な児童・生徒について。

ア、人数等の実態について。

イ、校舎や体育館の出入り口等、学校の施設整備における現状・課題・今後の取り組みについて。

②といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けてのバリアフリー教育の一環としての体験的な授業及びさまざまな障害のある方や高齢者の方への対応等、学校教育の現状・課題・今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、予防医療における口腔の健康維持についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、東大和市の予防医療施策における口腔健康維持の現状・課題・今後の取り組みについて。

②といたしまして、歯周病からの他の病気への影響について。

③といたしまして、成人歯科検診の今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

以上です。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市内小中学校におけるバリアフリー対策についてであります。平成30年度、身体に障害のある児童・生徒は市内小中学校に複数名在籍しております。市では、その児童・生徒の特性に応じた適切な対応に努めているところであります。

また、誰もが快適な環境のもとで学校施設を利用できるよう、引き続き実態把握を行うとともに、バリアフリー対策に努めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた小中学校におけるバリアフリーを推進する

教育についてであります。市内小中学校では、東京都オリンピック・パラリンピック教育推進校として、障害者スポーツの振興、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育に取り組んでいるところであります。

今後、これらの取り組みの課題を明確にしながら、バリアフリーを推進する教育の充実を図ってまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、予防医療施策における口腔健康維持の現状・課題・今後の取り組みについてであります。市では、健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、検診票の送付やお申し込みにより、市内の指定歯科医療機関におきまして歯周疾患検診を実施しております。また、乳幼児を対象としました歯科保健事業におきましては、歯磨き指導やフッ素塗布など実施し虫歯予防に取り組んでおります。

課題といたしましては、市民の皆様が歯と口腔の健康を維持するための正しい知識を身につけ、口腔のセルフケアに取り組んでいただくことが必要であると考えております。

今後につきましては、引き続き歯科医師会など関係機関と連携を図りながら、口腔の健康が全身の健康に深くかかわることなど正しい知識の啓発を行うとともに、口腔の健康の必要性などの周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歯周病が他の疾病に及ぼす影響についてであります。歯周病は進行すると糖尿病や心臓血管疾患などの生活習慣病が悪化するなど、全身の疾患との関係が見られると言われております。また、妊娠している方が歯周病になると、早産及び胎児が低体重児になるリスクが高まると言われております。

次に、成人歯科検診の今後の取り組みについてであります。市では、成人を対象とした歯科健診におきましては、法定検診として歯周病疾患検診を実施しております。検診受診者数が定数に達していない状況が続いておりますことから、まずは健康増進法により定められた検診目的であります歯の喪失を予防し、口腔の健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも享受できるようにすることの周知を強化し、受診者数をふやすなど、具体的な方法等について歯科医師会など関係機関と連携、協力し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、市内の小中学校における視覚障害や車椅子など必要な児童・生徒についてありますが、視覚や聴力、内臓疾患等に障害のある児童・生徒につきましては、小学校においては9名、中学校では1名在籍しております。このうち車椅子を常時必要とする児童・生徒はおりませんが、一人一人の症状や特性に応じて介助員を配置したり、拡大教科書や板書する際にホワイトボードを使用するなどし、学校での生活を補助しております。

次に、校舎や体育館の出入り口等、学校の施設設備における現状・課題・今後の取り組みについてありますが、バリアフリー対策につきましては、第二小学校と第八小学校の増築校舎において整備をいたしました。また、既存施設につきましては、障害のある児童・生徒の入学時等、学校からの要望により階段やトイレの手すり、スロープの設備など、必要に応じ個別に対応しております。

エレベーターやだれでもトイレ等の大規模な改修を要する対策につきましては今後の課題についてでありますことから、施設の大規模改修計画と整合を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた小中学校におけるバリアフリー教育についてありますが、共生社会の実現に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、多様な教育活動を展開させながら心のバリアフリーを子供たちに浸透させることが重要であると考えております。

市内小中学校では、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、障害者理解の学習を初め、車椅子バスケットボール体験教室、ボッチャ教室等の障害者スポーツの体験授業や障害者や高齢者との交流活動に取り組んでおります。

今後は、本年度、教育委員会において設置したオリンピック・パラリンピック教育プロジェクト委員会などを活用し、各学校のすぐれた特色ある取り組みについて学校間で情報共有を図るとともに、障害者理解や各校のボランティア活動の取り組みを一層活性化させてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

平成16年3月に文部科学省から学校施設バリアフリー化推進指針の報告書が取りまとめられ、文部科学省としては、この報告書を踏まえ、各小学校、中学校を中心に学校施設のバリアフリー化を進めるために、各設置者におかれまして本指針を活用し、所管する学校施設のバリアフリー化を着実に進めていただきたいということの報告書の記載があります。

指針の幾つかの内容の中に、学校施設のバリアフリー化ということで、障害のある児童・生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送れるように配慮すること、それから学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮すること、運営面でのサポート体制との連携を考慮すること、地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮すること、それから災害時の応急避難場所となることを考慮することということで幾つか記載があります。

今教育長答弁にありました東大和市における施設の大規模改修計画との整合性との答弁ということで今お話がありました、こちらの学校施設のバリアフリー化の推進の指針の指針内容と、それから今後の大規模改修計画との整合性について、課題と今後の予定について少し教えていただけますでしょうか。

○学校教育部長（田村美砂君） ただいま御紹介がありました学校施設バリアフリー化推進指針におきましては、学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが求められております。

そのため、新たに学校施設を整備する際には、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいようにユニバーサルデザインの観点から計画、設計するよう努めることが重要であると示されておりました。

また、それを受けまして、教育委員会といたしましても、学校施設のさらなるバリアフリー対策は必要であると認識しているところでございます。

第二小学校や第八小学校の校舎の増築におきましては、これらの観点で整備いたしましたけれども、既存校舎におきましてはまだ未整備の部分が多くございます。

今後行う予定であります大規模改修の際には、施設の老朽化対策とともに、指針などを参考にしながらバリアフリー対策に努めてまいりたいと考えております。

また一方で、大規模改修工事は多くの財源を必要としますので、補助金等の動向を注視しつつ、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この指針の中にある災害時の応急避難場所にも学校は当然指定をされてありますので、バリアフリーの観点、当然子供たちの視点という部分もありながらも、地域の拠点だということの部分があるというふうに思います。

学校施設は災害時における応急避難場所であり、健常者も障害のある方も、またシニアの方も地域住民がいざというときにできる限り快適な環境整備が必要であると思います。いざ災害時において具体的な整備が行き届いてない箇所の具体的な詳細等、今後のそのあたりの修繕の予定含めて、今部長からはお話ありましたが、マンホールトイレ等は各学校全て整備が終わったというふうに認識もしておりますが、避難所、それから応急避難場所ということの認識においては今後どのような考えがあるかどうか教えていただけますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 学校施設の災害時におけます避難所対策といたしましては、これまで耐震補強工事のほかにマンホールトイレの整備や体育館、校舎のトイレの洋式化等に取り組んでまいったところでございます。

今後につきましては、地域の拠点となります避難施設としてさらなる整備が求められる点につきましては、関係部署と調整を図り、引き続き整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

それでは、先ほど市内各小中学校における視覚障害、車椅子が必要な生徒・児童についてということで人数等お伺いをしましたが、もう少し詳細を少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 先ほどの答弁にもありましたとおり、車椅子を常時必要とする児童・生徒は現在はおりません。

小学校におきましては、第一小学校で身体的な疾患のある児童が3名、それから第六小学校で拡大教科書を使用されている児童が1名、第七小学校に板書にホワイトボードを使用する児童が1名おります。第八小学校で膝の疾患で今補装具を着用されている児童が1名、第九小学校で視力の弱い児童が1名ということですね。第十小学校では発達に障害のある児童が1名、それから運動発達が遅滞されている児童が1名ということで、9名の在籍ということになっています。

中学校におきましては、第四中学校で拡大教科書を使用している生徒が1名ということで、1名の在籍という形になってございます。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

今お伺いをさせていただきましたが、当然そういう該当される生徒さん等いらっしゃる場合の施設全般、階段であったり、床であったり、トイレだとか、その他の整備というか、そのケアを幾つか学校のほうでもされているというふうに思いますが、具体的な学校の要望等で修繕が行われたというもし事例があれば教えていただきたいことと、学校の駐車場の裏から学校のほうの入り口に行くに当たっても整備が行き届いてないところが幾つか学校としてありますが、そのあたりの現状と課題等ありましたら教えていただけますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 車椅子での利用を可能といたします対応ではございませんが、学校からの要望によりまして、第一小学校のトイレのブース1カ所と第十小学校のトイレブース1カ所におきまして、児童が介助者と一緒に利用しやすいように改修を行いました。

また、学校の駐車場から校舎へ向かう際の配慮といたしましては、昇降口や体育館の入り口の段差には簡易的なスロープを設けております。ただし、点字ブロック等については整備がまだこれからということでございます。

ます。この点につきましては、先ほども申し上げましたけども、大規模な改修を要することから、今後の大規模改修工事と整合を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたが、大規模な改修をするところがあったときに、ぜひ、地域からもそういうお声があるものですから、各学校ごとの課題を精査していただいて、修繕の場合はぜひ御配慮いただきますようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、東京2020パラリンピック大会に向けて、パラリンピアンを招いての体験的な授業は児童・生徒にとっては大変有意義な活動であると考えますが、これまでの学校ごとの現状と今後についての取り組みを少し教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） パラリンピアンを招聘した体験的な学習の現状といたしましては、市内小中学校12校において実施をしております。招聘した競技種目といたしましては、車椅子バスケットボール、車椅子テニス、車椅子陸上競技、ブラインインドサッカー、ボッチャとなっております。

学習の狙いといたしましては、競技方法やルールを学び、実際に体験をしたり、パラリンピアンと一緒に競技したりすることを通して障害者競技への理解を深め、障害を理解する心のバリアフリーを浸透させることであります。

なお、東京都では、平成30年度から31年度までを障害者理解を一層活発化させていく期間と位置づけており、本市においてもパラリンピアンを招聘した体験的な学習の実施について、今後も各校に啓発してまいりたいと思っております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

障害や高齢者の方の疑似体験含む心のバリアフリー教育の現状の詳細を、こちらも少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 心のバリアフリーを推進する教育の現状についてですけれども、市内全ての小中学校において実施をしている現状がございます。

例えば小学校では、視覚障害を理解するために点字学習を実施し、その後、アイマスク体験を関連づけての学習を実施しております。また、中学校では高齢者疑似体験セットを活用し、社会福祉の必要性について考えてから、その後、近隣の老人ホームでの勤労体験を行う学習を行っています。

そのほかにも、車椅子体験、義足体験、道徳における障害者理解教育、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒との協働及び交流学習などの実施により心のバリアフリーを推進する教育を実施しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あわせて、手話体験も前から活発に行われてるというふうに伺ってます。聴覚障害の方への理解を深める体験になっておると思います。こちらの現状も教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 手話体験につきましてですが、市内小中学校6校での実施がございます。例えば小学校では、東大和市聴覚障害者協会の聴覚障害者や聴導犬との交流を通しての手話体験を行ってございます。また、手話部が設置されている中学校がございまして、聴覚障害者の方との交流活動を継続して行って

おります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざまお伺いをさせていただきました。このように、心のバリアフリーを子供たちに理解していただいたり、また体験的な学習をしていただくということは、実は先日、地域の防災訓練があったときも、子供たちに十分すすくとこの経験というのが実は生かされてるということを感じたことが幾つかありまして、学校でこういうことを学んだんだということを実は伝えていただく子供たちが何人かいました。地道な活動だとは思いますが、確実に子供たちにはその体験というのは心と記憶に残り、そしてまた地域に根づいて、その子供たちがそのような形でお力添えをいただける時期が必ず来るんだということを改めて実感したということがありました。

小中学校におけるバリアフリー対策と教育活動、さまざまお伺いしてきましたが、やはり障害のある方やシニアの方との体験的な交流教育は、バリアフリーの必要性や人それぞれの当然視点を踏まえて、お互いを思いやる気持ちを自然と身につけることのできる子供の成長過程において極めて重要な取り組みであると思います。

これからさまざまオリンピックが近づいてくると、このような形で取り組みをとということで東京都のほうからもいろいろお話があると思いますので、先日そういうふうな経験をさせていただいたものですから、より一層、こちらの意味のある大変体験だなというふうに改めて実感をさせていただきましたので、地域の方も大変子供たちのそういった、地域の人たちは余りそういう時代に実際学校でということとはなかなか少なかったもので、今の子供たちのそういう行動には大変驚かされたという意見を幾つかお伺いしましたので、より一層今後ともその取り組みを中心に進めていただきますようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

小中学校におけるバリアフリー対策と教育活動については終わりたいと思います。ありがとうございます。

次の予防医療における口腔の健康維持について、2番目のほうに移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

先日の新聞広告等で、また保健センターでも無料の歯科相談会場があり、6月4日からたしか10日は歯と口の健康週間ということで、国も、それから日本医師会、歯科医師会の皆さんも、いつもの歯磨きにプラスワンアイテムで予防歯科を一步進めようといった活動で取り組んでいるというふうに伺っています。

予防歯科の観点では、かかりつけ医を持つことでの定期検査によるプロケアと言われるもの、それから歯科医師や衛生士さんに指導していただいたことを自宅で実践するセルフケア、こういった取り組みがあり、またそれを踏まえた3つの予防歯科の取り組みということで新聞広告のほうにもありましたが、1つ目が歯磨きプラスデンタルフロス、歯間ブラシですね、による歯にこびりつく歯垢を取り除く活動、それから寝る前に当然歯は磨きますが、デンタルリンス等により寝てる間もできる限り細菌をふやさないという取り組み、それから先ほど市長答弁にもありましたが、フッ素加工された歯磨き粉を使い歯磨きを使用し、すすぎを最低限にし、口の中にフッ素を残すことで、うがいをし過ぎないということですね、エナメル質の修復を促進させる効果を実践するといった3つの取り組みの推奨ということでありました。

かかりつけ医を持つことでの年2回の歯科医の定期チェックの必要性は何度かこの場でもお伝えはさせていただきましたが、予防医療における口腔の健康維持という観点で幾つかちょっとお伺いをさせていただければというふうに思います。

それで、まず東京都のほうで歯科保健目標、「いい歯東京」ということの活動があったというふうに思いま

す。東大和市が取り組んできた口腔健康維持に関する予防医療施策の詳細と具体的な数値目標等、少し詳細を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 東大和市が取り組んできた口腔健康維持に関する予防施策の詳細と、また目標値についてでございますけれども、歯と口の健康は、生活する上で基礎的またかつ重要な役割でありますことから、市としましては、乳幼児健診、妊婦歯科健康診査、歯周疾患検診などの健診事業において虫歯や歯周病などの歯科疾患の予防、早期発見・早期治療の取り組みを行っております。また、歯周病予防講演会などにおきまして、啓発事業として正しい口腔ケアの知識の普及に取り組んでおります。

また、具体的な目標数値につきましては、東大和市健康増進計画に基づきまして、歯と口の健康に関する施策の目標を虫歯のない児童の割合をふやす、歯肉に炎症がある10代の割合を減らす、8020運動の認知度をふやすこととしまして、平成32年度のそれぞれの目標数値につきましては、虫歯のない3歳児の割合を88.0%に、中学1年生の歯肉に炎症がある割合を22.9%に、8020を知っていた者の割合を57.6%とすることとしております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

また、ライフステージごとのかかりつけ歯科医の推奨の具体的な取り組みがあれば教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） ライフステージごとのかかりつけ歯科医の推奨についての具体的な取り組みについてでございますが、乳幼児期につきましては、乳幼児健診など、各事業におきまして、保護者の方に対し定期的な健診や予防処置の受診、歯並びやかみ合わせの相談ができるようかかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診する習慣を身につけ、就学後も継続していくことの必要性について啓発をしております。

また、成人期以降につきましては、妊婦歯科健診や歯周疾患検診など、個別の健診を利用してかかりつけ歯科医を持ち、定期的な健診や歯石除去など歯周病の予防処置を高齢になっても継続して受けていただくことへのきっかけの一つとして実施しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

また、同じくライフステージごとの虫歯のほうの予防対策の現状を少し教えてください。

○健康課長（志村明子君） ライフステージごとの虫歯予防対策の取り組みの現状でございますけれども、乳幼児期におきましては、乳幼児健診などの各事業におきまして保護者の方に対して、甘い飲み物や甘いお菓子など虫歯のリスクとなります砂糖の摂取についてのコントロールや、また仕上げ磨きで歯と口腔を観察することの大切さ、また仕上げ磨きは小学生の間は必要なことなどについて歯科保健指導を行っております。

成人期以降につきましては、健診や健康教育などの事業におきまして、フッ化物配合の歯磨き剤の使用や、歯ブラシに加えてデンタルフロスや歯間ブラシなどを使用することが虫歯予防にも効果があることについて啓発を行い、正しい口腔ケアの知識の普及に努めております。

また、全ての年代の方に対しましては、無料歯科相談などの事業を通じまして、かかりつけ歯科医の定着の促進とともに、定期的な歯科健診、相談、歯磨き指導などを実際に受けていただくことで虫歯や歯周病予防の重要性を理解し、口腔の健康を維持するための効果的で正しい口腔ケアに取り組むきっかけとしていただくことを実施しております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今虫歯のほうをお伺いしましたので、歯周病のほうも少しお伺いをさせていただければというふうに思います。

先日行われた環境市民の集いの中で、保健センターの中で無料歯科相談がとり行われてました。デンタルブラーク、歯のあかですね、歯垢の顕微鏡の取り組み等もありましたが、人間の口腔には驚くほどの細菌が、どんなに容姿がきれいな方でも口腔内にはいるということで歯科医師会の先生方もおっしゃってありました。この口腔内の歯垢は、虫歯、歯周病、最後には全身疾患を引き起こすということで先ほどもお話ありましたが、口腔内には多い方で1,000億近い細菌がいます。特に夜に、例えば歯を磨かないで寝てしまったりすると、これが1,000億近いものから1兆近い細菌にふえて、口の中から毛細血管を通じて、脳や心臓など全身に回り全身疾患を引き起こすと言われてます。

また、特に歯周病になってしまうと、この毛細血管を通じて全身に回ることによって、動脈硬化、脳梗塞、それから心筋梗塞、肝硬変や肝臓がん、先ほど妊婦の方のお話ありましたが、早産、未熟児、それから女性の方では不妊の原因にもなるとの報告もあり、口の中の健康に関しては誰もが意識をして取り組まねばならない、放置をしていくとさまざまな病気になるというふうに言われています。

そこで、歯周病からの他の病気への影響を少し把握してるようであれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 歯周病からほかの病気への影響についてでございます。

日本臨床歯周病学会によりますと、歯と歯茎の境目の溝にある歯周ポケットに嫌気性細菌など、歯周病の関連の細菌が入り込み、繁殖することによって炎症して腫れた歯茎から血管内に侵入し、動脈硬化などを誘発する物質などを発生させるというふうに言われております。このブラークが剥がれ、血管が詰まることによる病気が心筋梗塞や脳梗塞でありまして、歯周病の人のリスクは2.8倍高くなるとされております。

また、血管に侵入したこれらの細菌は、ヒトが持つ免疫反応など体の力で死滅しますけれども、死滅した後もエンドトキシンと呼ばれます内毒素が血管内に残っているため、これらが血糖のコントロールを悪化させるというように、糖尿病の治療が歯周病との治療と深く関連が出てるとということが明らかにされているところでございます。

また、早産、低体重児の出産につきましては、妊娠してる女性が歯周病になるとほかの方よりもそのリスクが7倍になるというふうに指摘されておまして、その原因はやはり歯周病関連の細菌が血中に入り、胎盤を通して胎児に直接感染するためではないかと言われております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

それでは、歯周病予防の取り組み、今後の新たな取り組み等あれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 歯周病の今後の新たな取り組みについてでございますけれども、全身の健康と歯周病が深くかかわるということにつきまして、歯周疾患検診の目的とあわせ、市民の皆様を知っていただけるように、普及啓発について歯科医師会など関係機関の御意見などを伺いながら検討してまいりたいと考えております。

また、生活習慣病など全身疾患をお持ちの方につきましては、その病気の治療管理において歯周病の予防などが口腔の健康維持含めて全身疾患のコントロール、治療に非常に重要であることにつきましても普及啓発を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

口腔の健康というのは意識が大変皆さん違って、これだけの医療費にも絡み、また個々の健康の状態にもかかわってくる重大な部分であるにもかかわらず、なかなか意識が高い人と低い人の差が激しいなということがやはりあります。

それで、歯を磨くだけでは、先ほども広告の件もお話ししましたが、歯を磨くだけだと、口の中の状態というのは100%きれいになったと言えるわけではないということもこの間先生もお話しになっておりました。

先ほど、平成元年だったと思いますね、80歳になっても20本以上の自分の歯を保とうという活動、8020運動が始まりました。先ほどお話ししたとおり、歯磨きだけでは当然口の中の状態というのは8割ぐらいしかきれいに除去されないということで、あわせて歯間ブラシ、デンタルフロスですね、こちらも他の地方の自治体ではもう小学生のうちに自治体のほうで取り組んで、歯磨き運動ももちろんそうですが、歯間ブラシを使った取り組みをして、それで大変に効果を、倍以上の効果を上げてるといふふうなお話もあります。

それで、今まで歯周病とか虫歯の対策はありましたが、デンタルフロスの重要性を市民の方にお伝えする機会であったり、さまざまな取り組みをする機会というのは今後考えられるのかどうかも含めて教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） デンタルフロスなど歯ブラシ以外の補助用具につきましては、歯垢をとるために非常に歯と歯の間など、また歯並びが悪くなったという方については非常に有効であるということでございます。歯ブラシではとり切れない汚れをとるため、デンタルフロスや歯間ブラシを使用することは、非常に虫歯や歯周病の予防において重要であると認識しております。

市民の皆様への周知につきましては、まず乳歯と永久歯が生えかわる歯並びが複雑な時期や、また歯肉がやせて歯のすき間に食べ物が挟まりやすくなる年代などにおいては、特にこのような歯科清掃用具の使用が効果がございます。

市では、歯科健診など、現在行っております歯科保健事業で行う歯磨き指導の際に、フッ化物配合の歯磨き剤とともにこの歯科清掃用具につきましても紹介するとともに、使用方法など具体的に説明し、正しく使用して効果的な口腔のセルフケアに取り組んでいただけるよう助言、指導をあわせた啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひこのデンタルフロスに関する取り組みを少し研究、検討していただいて、非常に、例えば災害時においても歯ブラシがない状態であっても、デンタルフロスをするということの取り組みも女性の視点からということでお話があったこともありました。ぜひこのあたりの啓発も含めて、低年齢の時期から少し奨励していただけますように少しお願いをさせていただきたいと思います。

あわせて、そういったさまざま虫歯だとか歯周も含めて、そういった啓発も含めて、いつも健診の未受診者のお話が出ます成人歯科健診の現状ですね、過去にもお伺いをさせていただきましたが、課題と今後の取り組みを少しお話ししていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市で行っております歯周疾患検診の課題と今後の取り組みについてでございます。

検診の申し込み自体は定員に達しているにもかかわらず、未受診により受診者数の伸び悩みが近年続いてお

ります。そのため、未受診の理由などを把握し、実施方法など内容に問題がないかなどを確認していく必要があると考えております。

また、今後の取り組みにつきましては、受診者数の向上とともに、かかりつけ歯科医を持たない方にも積極的に受診をしていただくために、検診の目的や口腔の健康の維持の重要性について、案内通知での啓発を工夫するなど、周知の充実などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

民間の企業でこういった歯の取り組みを大変やっている外資系企業とかも非常に多くて、率先して、お客様含めて出る前に歯をきれいにということで、職員一同ということで取り組んでいるということで、業績も大変よくなっているというお話も伺いました。

市の職員の皆さん、健康診断受けられると思うんですが、口腔のほうの取り組みは何か特別なことをやられているのかどうかをちょっとお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 東大和市の職員の健康診断がごさいますけれども、現在におきましては事業主に法制度上、歯科健診の義務づけというものがございませぬので、特に歯の状態を見るという機会はございませぬ。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

医療費の観点からも、市内に住まわられてる職員の方も大勢いらっしゃいますので、先ほど言ったとおり、歯周病、口の健康こそ全身の健康だというふうに言われてる部分もありますので、そのあたり研究を少ししていただければというふうに思います。

幾つか予防医療における口腔の健康維持ということでお話をさせていただきましたが、1日に2回の歯磨きと就寝前の歯間ブラシを使った口腔内の清掃の取り組みを厚生労働省及び歯科医師会が推奨しておりまして、また数年前に比べたら、各小学校における給食後の歯磨きの取り組み、時間とか日数も大分ふえたなっていることは実感しております。教育委員会、また現場の先生方は給食終わった後に大変多くの時間を年々とっていただいているというのは、学校からいただく時間割とかカリキュラム見ると大変多くとっていただいているというのは本当に頭の下がる思いです。恐らくさまざまなお声をいただいて取り組んでいただいているんだということが目に見えてわかりますので、本当に感謝申し上げたいと思います。

また一方で、保健指導教育の観点で、前の議会でもお話をさせていただきましたが、授業公開日など含めて、多くの保護者が集まる際に、例えば先日、無料の歯科相談の際に顕微鏡の細菌を見せる、大変すごい細菌の数だということで、初めて見た方は衝撃の方が多くて、学校で交通事故の体験をするのがこの間一中のほうでもありましたけれども、あれもやっぱり実際に目の前で見て、改めて自分で危機意識を持つということがあると思います。

特に、小学生のうちの虫歯は親の責任だということを私も過去言いましたけれども、親の意識が大変低い方がまだ多くて、ぜひ保護者の方が集まる機会を、前のときには、さまざまな保健指導を行ってく上で保護者に知ってもらいたい絶好の機会なので、授業公開のところをそういう形で使っていただけないかということでお話しをさせていただきましたので、引き続き教育委員会のほうにもそちらはぜひ御検討していただいて、研究を続けていただきたいというふうに思います。

また、口腔内の健康を保つことは、全身疾患にならないために市民の意識啓発も含めて取り組みをお願いし

たいとともに、当然多くの市民の方が健康と幸せ、元気な市民をふやすことは東大和市にとっても大変よいことと考えます。

最後に御所見があればお伺いをさせていただければというふうに思います。お願いいたします。

○副市長（小島昇公君） 口腔の健康の維持につきまして御質疑をいただき、種々お答えをさせていただきました。

そういった中で、やはり学校の話もございましたけども、小さいうちから歯磨きの習慣をつけるという、習慣をつけることによってやっぱり特にこの時間にこうしようということなく、必然的にそういう管理ができていくのかなと。

市役所についても御質問ございましたけども、お昼を食べた後、なかなか職員用のそういう場所を用意してございませんので、トイレとか流しのところに大勢の職員が順番を待って歯を磨いていると、このことに対する認識は、恐らくお子さんのころからのそういう教育の成果なのかなとは思っています。そういったことに対する整備も考えていかなくちやいけななど。

そしてまた、市民の皆さんが健康で住みなれたまちで明るく楽しく生活をしていただくために、歯周病に限らず、口腔の健康の維持、非常に重要だというふうに認識してございます。歯科医師会の先生方とも意見交換を毎年行っている中で、今の御指摘、口腔の健康が体の命にかかわるんですよというお話はいただいております。ですから、先ほどの御指摘の中で、その検診の申し込みは多いけど受診数はまだ空きがあるようなところにつきましては、方法について検討していきたいと。

先日6月3日の無料の歯科健診相談、こちら市民の皆さんが大勢相談をしてございました。そういった中で、やはりかかりつけ医と同様に、やはりかかりつけの歯科医を持つことによって定期的にチェックすることの重要性をお話ししていただいたのかなと思っておりますので、行政もそちらについてはPRをしていきたいというふうに考えてございます。

そして、市といたしましても、子育て日本一というのととも、健康寿命を延ばしていきたいという施策を進めてございます。高齢者の方はやはり住みなれたまちで、住んで幸せだと思えるのは、御本人が自分の口からかんで物を食べられるということは非常に大切なことだと思っております。

そういった意味で、引き続き各種健康施策につきましては、財源の問題とかいろいろございますけども、取り組んでまいりたいと思いますので、歯科医師会の先生を初めとする関係の皆さんと相談をしながら、よりよい方策を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、東大和市の学校教育について、東大和元気ゆうゆうポイント事業について、下水道事業についての

3点、質問をさせていただきます。

まず、東大和市の学校教育についてであります。①東大和市学校教育振興基本計画について。

アとして、今までの取り組み内容と成果は。

イとして、東大和市が目指す教育の姿と現時点における課題は。

②はプログラミング学習についてであります。

アとして、学習の内容、スケジュールは。

イとして、実施に向けた準備状況と認識している課題は。

2番目の東大和元気ゆうゆうポイント事業については、①事業の進行状況と市民の反応について。

アとして、取り組みに対する現時点での評価は。

イとして、市民や介護予防リーダーからの声に対する認識は。

②として、事業の展望について。

アとして、今後さらに取り組んでいこうとしている施策は。

イとして、現時点で認識している課題は。

3番目の下水道事業についてですが、①下水道事業の運営について。

アとして、下水道料金改定による下水道事業への効果は。

イとして、事業運営上の問題点と対応策は。

②下水道管渠の更新について。

アとして、市内の下水道管渠の現況は。

イとして、管渠を更新するためのタイミング及び手順は。

壇上での質問は以上として、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東大和市学校教育振興基本計画における取り組み等についてであります。現行の東大和市学校教育振興基本計画は、東大和市の教育が目指す平成26年度から5年間の教育ビジョンとして、平成25年12月に策定いたしました。

毎年、本計画に基づき実施した教育施策につきまして点検及び評価を行い、評価結果及び有識者からの意見を参考に、翌年度以降の施策の展開に反映しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市が目指す教育の姿と課題についてであります。教育委員会におきましては、市が目指す教育の姿としまして、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間、社会の一員として社会に貢献しようとする人間、みずから学び、考え、行動する個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視しています。

課題としましては、学校だけでなく、家庭や地域がそれぞれの役割に応じた責任を果たしていくことが必要であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、プログラミング教育についてであります。情報化の進展により、社会や人々の生活が大きく変化し将来の予測が難しい社会におきましては、情報や情報技術を活用していく力や、プログラミング的思考といっ

た物事を論理的に考えていく力を育てていくことが重要であります。

こうしたことから、これまで中学校で行われておりましたプログラミング教育とあわせて、平成32年度から小学校におきましてもプログラミング教育が導入されることとなりました。

今後は、新たに導入されます小学校でのプログラミング教育の円滑な実施に向け、準備を進めていくことが課題であると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和元気ゆうゆうポイント事業の取り組みに対する評価についてであります。この事業は、平成29年12月1日から開始し、半年が経過したところであります。登録活動数は当初は41活動でありましたが、現時点では51活動に増加しており、参加人数もふえております。事業開始から短期間しか経過していませんが、おおむね順調な滑り出しであると認識しております。

次に、市民や介護予防リーダーからの声についてであります。平成30年4月に登録活動の責任者の方を対象に、平成29年度事業に関するアンケートを実施したところであります。

このアンケートの結果によりますと、ポイントの付与に関しましては、使用するスタンプについての御意見はありましたが、大きな課題を指摘するような回答はありませんでした。また、景品交換につきましても、現状でよいとする回答が過半数でありました。

なお、この事業は開始してからまだ間もないため、平成30年度においても事業の実施状況や関係者の御意見などを確認する必要があると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。元気ゆうゆうポイント事業は開始してから間もないことから、基本的には現行の事業内容を継続してまいりたいと考えております。

なお、ポイントの付与につきましては、市主催の講演会など、健康寿命の延伸や介護予防に資する事業についても対象とするなど、その拡大を検討してまいりたいと考えております。

次に、課題についてであります。元気ゆうゆうポイント事業は、介護予防活動の参加者を増加させる効果があると考えておりますが、この事業の目的は、介護予防活動に取り組む高齢者の拡大を通して、高齢者の健康寿命の延伸と元気な高齢者による支え合い社会の実現を目的としております。

このため、引き続きこの事業の普及促進に努め、参加者の拡大を図ることが課題であると認識しております。

次に、下水道使用料の改定による下水道事業への効果についてであります。下水道事業の健全な事業運営のため、平成28年7月1日から下水道使用料を改定しております。

改定における効果といたしましては、下水道使用料収入の増加によりまして経費回収率が改善傾向にあると認識しております。

次に、下水道事業の運営上の問題と対応策についてであります。下水道管渠などの下水道施設の老朽化などによる下水道施設の適切な維持管理が重要であると認識しております。

そのため、下水道施設の改築、更新や維持管理を実施するための計画を策定し、事業を実施していく必要があると考えております。

次に、市内の下水道管渠の状況についてであります。昭和51年2月から汚水排除を目的とした分流式下水道の整備に着手し、平成28年度末の世帯と人口における普及率は99.9%となっております。

現在市では、約240キロメートルの下水道管渠の維持管理を行っております。

次に、下水道管渠を更新するための時期及び手順についてであります。平成23年3月に策定しました東大

和市中水道総合計画では、平成32年度までの中期計画におきまして長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画を策定し、平成52年度までの長期計画におきまして更新事業の平準化を図り、計画的な施設の更新事業を実施することとしております。

そのため、平成30年度におきまして、市全体の長期的な視点による下水道施設の機能確保やライフサイクルコストの適正化を図るための公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定する予定であります。

管渠の更新につきましては、策定いたしました公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、東大和市学校教育振興基本計画における今までの取り組み内容と成果についてであります。本計画の3つの強調点として、生きる力の育成、学校の活性化及び家庭、地域の教育力の向上支援を挙げております。

各学校においては、それらの施策の方向性を参考に、毎年度、学校経営方針を策定し、教育活動を実施しております。

中でも、生きる力の育成では、確かな学力を身につけさせることを重点に挙げております。学習指導員等の人的支援の充実や特別支援教室を全ての小学校で導入するなど授業改善を図った結果、学力テストの正答率の向上が見られているものと考えております。

次に、東大和市が目指す教育の姿と現時点での課題についてであります。教育については、教科指導の充実はもちろん、児童・生徒の豊かな人間性を育むことや、健康・体力の増進などバランスのとれた育成が欠かせません。また、児童・生徒の保護者にとって魅力のある学校づくりを進めることや、教育委員会、学校、家庭、地域がともにそれぞれの役割を果たし、連携して教育を進めていくことが大切であると考えます。

今後は、これまでの取り組みをさらに充実させるとともに、学校、家庭、地域、そして教育委員会の役割を一層明確にしながら、学校教育の推進計画を新たに策定していくことが課題であると考えます。

次に、プログラミング教育についてであります。新たに導入される小学校においては、プログラミングの働きやコンピュータの活用などを学ぶこととともに、論理的思考力を育むことを学習の狙いとしております。

学習内容としては、新学習指導要領において例示された学習内容や先行事例を踏まえ、平成32年度には市内小学校の創意工夫により、既存の教科、単元等のプログラミング学習を位置づけて教育課程を編成してまいります。

本年度より、平成30年度、31年度の2カ年にわたり、プログラミング教育推進校1校を指定し、実践研究を行いながら、他校への普及啓発に取り組んでまいります。

課題といたしましては、指導する教員がプログラミング学習への理解を深めるとともに、不安を解消し安心して指導に取り組むことができるような環境を整備することと認識しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

大項目の順番で再質問を行っていきたいと思いますが、そのの中項目、小項目につきましては順不同となることがありますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それではまず、東大和市の学校教育についてであります。

東大和市学校教育振興基本計画は、平成26年度から5年間の教育ビジョンを示すものという御答弁がありました。どのような目標を持って毎年の施策を展開してこられているのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 東大和市の教育委員会では、先ほど御答弁ございましたように、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間、社会の一員として社会に貢献しようとする人間、みずから学び、考え、行動する個性と創造力豊かな人間、これらの育成に向けた教育を教育目標としておりまして、これらを達成するために、この5年間、4つの基本方針を策定してございます。

まず基本方針1としまして、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成、それから基本方針の2としまして、豊かな個性と創造力の伸長、基本方針3といたしまして、総合的な教育力と文化・スポーツの充実、同じく基本方針4としまして、市民の教育参加と学校経営の改革の推進、この4つの基本方針をもとにしましてさまざまな施策を展開してまいっているというところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市学校教育振興基本計画には、生きる力の育成、学校の活性化、家庭、地域の教育力の向上支援という3つの強調点があり、その下には、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力、学校経営、人材育成、環境整備、家庭教育の支援、地域力の活用といった8つの柱が示され、その項目ごとに平成30年度までの数値目標が細かく設定されております。

その設定された数値目標に対して、現時点における進捗や年度末における達成度合いについてどのようにお考えでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在平成29年度分につきましては集計作業中でございますので、平成26年度から28年度までの3カ年度の進捗状況についてお答え申し上げます。

まず強調点1の生きる力の育成についてでございます。

こちらのまず最初に確かな学力におきましては、授業改善が図られる一方、家庭や地域との連携による取り組みも展開、充実されるようになってきているというところでございます。

続きまして、豊かな人間性につきましては、いじめ防止に向けた取り組みや各校における道徳授業の充実によりまして思いやりや規範意識の育成が図られ、意識調査におけます肯定的な回答が目標値を達成しているというところでございます。

続きまして、健康・体力の面におきましては、学校単位での工夫された取り組みによりまして、体力テストの数値も上昇傾向にございます。一方で、虫歯の罹患率には若干の改善は見られるんですけども、依然として割合が高いという状況にあるというところでございます。

続きまして、強調点2の学校活性化についてでございます。

まず、学校経営におきましては、実態調査におきまして、学校が組織的に教育活動を推進しているというふう回答した保護者様が小学校では8校、中学校では2校において目標値を上回っているという状況にござい

ます。学校の経営方針や評価結果等は全ての学校でホームページ等で公表しているというところになってございます。

続きまして、人材育成におきましては、管理職に対する実態調査におきましては、信頼される組織ができているというふうな回答が全ての小中学校で目標値を上回っております。教員の研修も毎年度充実してきているというところでございます。

続きまして、環境整備でございますが、現在の学校給食センターにつきましては、平成29年度から稼働を開始してございます。それから、通学路の安全点検につきましては毎年度継続して実施をしてございます。

それから、校舎の外壁改修工事につきましては、平成29年度末で全て完了いたしまして、現在非構造部材であります体育館のバスケットゴールの耐震化工事、こちらについては平成29年度、30年度の2カ年で実施する計画というふうな形になってございます。

最後に、強調点3の家庭、地域への教育力の向上支援につきましてですが、まず家庭教育の支援では、市内にスクールソーシャルワーカーを平成27年度から1名配置して、児童・生徒の抱える問題の解決を図ってございます。家庭教育の支援体制が整っているという保護者の回答では、小中学校とともにまだ現在目標値を下回っている状況でございますので、引き続き全学校へ家庭と子供の支援員、こちらの配置を引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

最後に、地域力の活用でございますけれども、自分自身や学校等に誇りを持つ児童・生徒の割合が平成27年度、28年度の比較で小学校では上昇しているというところでございます。今後も小中一貫教育の授業を進める中で、自分の学校を見つめる機会をふやしていくことが必要というふうに考えてございます。

一方で、地域に愛着を持っている児童・生徒の回答が目標値に近づきつつあるという状況でございます。地域行事や地域ボランティアへ参加する児童・生徒さんがふえているということが考えられまして、引き続き地域への親しみを醸成させる取り組みの充実を図ってまいります。

以上、述べましたように、過去3カ年度の進捗状況に平成29年度の実績を加味いたしまして、平成30年度末にはそれぞれの施策の目標値を上回ったり、限りなく近づけられるように、学校や保護者、地域との連携を一層図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

この計画が策定されたとき、たしか東大和高校で説明会が行われたというふうに記憶しております。その際に、教育長から、平成30年度までに学力テストにおける正答率を東京都の平均にまで引き上げると、それを目標とするとの説明がありました。計画当初からの推移及び現状についてどのような御認識でしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 学力テストにおける市の平均正答率の推移につきましてですが、依然として東京都の平均正答率を下回る状況がございます。しかしながら、東京都の平均正答率との差は現在解消されてきております。

また、同じ児童・生徒の学年進行での市の平均正答率を見た場合におきましては、過去数年間において向上している状況が見られております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 平均正答率を上回っている学校もあるというふうに認識しております。そういう学校は具体的にどのような取り組みがなされているのでしょうか。また、学校によって現時点のばらつきはあるの

かないのか、またあるとすればどの程度のばらつきが発生しているのでしょうか。教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 東京都の平均正答率を上回る学校の具体的な取り組みについてでございますが、例えば学校内において問題解決型の学習の研究を行い、その共通の手だてに基づいて日々の授業改善を行っている学校がございます。また、学校が組織的に家庭学習の取り組みあるいは生活指導の充実を図ることを通して、基本的な学習習慣、生活習慣や規範意識を育み、学力向上につながった学校がございます。

市内学校の学力調査の正答率のばらつきについてでございますが、年度ごとの推移として見ますと、対象としている児童・生徒が毎年異なっていることから、5ポイント前後のばらつきが見られている状況でございます。

市内学校間の平均正答率の差につきましては、教科ごとに異なっておりますが、およそ10ポイント前後のばらつきが見られております。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** では、その学力の向上について、目標値に達していない学校に対しては教育委員会としてどのような指導がなされているのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 学力向上に係る目標達成に向けた指導等の取り組みについてですが、学校訪問によって授業及び協議会を通しての指導助言、あるいは学力調査における平均正答率の低い学力調査問題の洗い出しと、そこに立ち戻る指導の取り組み、また学力調査結果を分析し、その分析をもとにした授業改善の推進並びに授業改善推進プランの作成、活用に関する指導助言等を教育委員会として実施しております。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 学校教育振興基本計画の8つの柱の中に地域力の活用というものがあります。この地域力とはどういうもので、どのように活用がされているのでしょうか。その取り組みの内容と成果について教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 地域力の活用とは、学校における教育活動が一層効果的に展開されるために、学校教育目標を共有し、学校運営に幅広く地域住民等が参画することと捉えております。

地域力の活用の主な取り組みについてですが、地域コーディネーター等を活用したコミュニティスクールを平成30年度から第九小学校において実施をしております。地域の外部人材を活用した放課後補習教室を市内全ての小中学校において実施する取り組みもあわせて行っております。

成果でありますけれども、児童を対象にしたアンケート、地域に愛着を持っているの29年度回答では、肯定的な回答が目標値である80%を上回っている状況が見られております。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** その地域力の活用の中に地域コーディネーターの各中学校区への配置というものがあります。その現状について教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 地域コーディネーターは、これまで学校が行ってきた地域との連絡調整業務を中心的に担う方でございます。現在市内においては、先ほど申し上げましたが、コミュニティスクールを実施している第九小学校において配置をしている現状がございます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

今後また新たに計画が策定されていくと思っておりますが、さらに推し進めていかなければならない課題としては

どのような点があるでしょうか。また、東大和市の学校教育として新たに取り組むべき施策としてどのようなものがあると考えているでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 今後の学校教育振興基本計画上の課題についてでございますけれども、学力向上とともに、コミュニティスクールなど地域とともにある学校づくりを推進していくことであると考えてございます。

また、新たに取り組むべき施策についてですが、今後検討をしていくこととなりますけれども、オリンピック・パラリンピック教育の推進、プログラミング教育の推進、部活動の推進などを考えております。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** それでは、そのプログラミング教育、プログラミング学習についてお伺いしたいと思いますが、ここでいうプログラミングというのはどのように定義づけられるものなのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 平成30年3月に文部科学省が作成しました、小学校プログラミング教育の手引（第一版）におきましては、コンピューターは人が命令を与えることによって動作するもので、端的に言えば、この命令がプログラムであり、命令を与えることがプログラミングであるとされております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 御答弁の中で、中学校で行われていたプログラミングにかかわる学習とあわせて平成32年度から小学校においてもプログラミング教育が導入されることとなったとありました。

これまで中学校で行われていたプログラミングにかかわる学習とはどのようなものなのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 中学校学習指導要領では、技術家庭科の技術分野においてプログラミングによる計測、制御という内容が必修化されております。

例えば日常的な事象から、センサーと呼ばれる装置に代表される制御の仕組みを学んだ上で、パソコンでプログラムした経路をロボットが動くようにする体験的な学習活動を行っております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 教育委員会として、平成32年度から小学校においても導入されるプログラミング教育の意義と目的はどのようなところにあるとお考えでしょうか。また、中学校で導入されているプログラミング教育との違いはどのようなところにあるというふうに考えておりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** プログラミング教育の意義と目的につきましては、情報化が進展する社会において必要なプログラミング的思考を発達段階に応じて育成していくことであります。

また、プログラミング教育においては、発達段階に応じて取り組むことが重要であり、小学校段階では、中学校と異なり、コンピューターに関する専門的な知識、技能の習得は求められておりません。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** プログラミング学習をすることによって児童にはどのようなメリットがあるのか、その学習効果についてどのように認識しておりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** プログラミング教育を行うことは、主に児童にとって3つのメリットがあると考えられます。

第一に、子供が将来どのような職業につくとしても、時代を超えて求められるプログラミング的思考を身につけること、第二に、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して身近な問題を解

決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこととさせていただきます。第三に、各教科等での学びをより確実なものとするためとさせていただきます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） プログラミング教育というのは、通常の学校のカリキュラムの中でどのように行われていくのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） プログラミング教育につきましては、一つの教科を通して行われるものではなく、各校において工夫して多様な教科、学年、単元等に取り込んで行われるものがございます。例えば小学校第5学年算数において、正多角形の性質などをもとにコンピューター等を活用してプログラミングを行い、正多角形が書けることとあわせて、人にとっては難しい作業もコンピューターであれば容易にできることに気づかせる学習などが学習指導要領に例示されております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そのプログラミング学習においてプログラミング的思考という言葉をよく聞くのですが、プログラミング的思考というのはどのようなものなのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） プログラミング的思考とは、自分の考えを実現するために、何をどのように組み合わせるとよい結果が得られるかなどについて論理的に考える力であります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 従来の授業の中で、例えば算数の授業で計算式を組み立てていく、国語の授業で登場人物の心の中の思いを考察する、理科の授業で手順に従って実験を行っていく等々、過去において小学校の授業の中で行われていた学習の進め方と、今回のプログラミング学習の違いというのはどのようなところにあるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） プログラミング教育は、プログラミングを体験しながら、これまでの各教科等での学習とは異なり、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理力を身につけるための学習を進めていくこととさせていただきます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） では、そのプログラミング学習の導入に向けて、特別に必要とされる準備としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 初めて小学校に導入される教育内容であるため、プログラミング教育についての教員への理解啓発、またプログラミング教育の先行事例の収集、学校の状況等に応じたプログラミング教育の指導計画の作成など、最重要の準備事項であるというふうに考えてございます。

またあわせて、物品等の環境整備につきましても、プログラミング教育の具体的な内容等を精査しながら今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） プログラミング教育につきましては、現在は準備段階にあるということではありますが、他市の取り組み事例等で参考にできるようなものはあるのでしょうか。また、そういったことに関連して他市との情報交換というのはどの程度行われているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 他市においても現在プログラミング教育への準備段階でございまして、今後情報交換等を積極的に行っていく必要があるというふうに認識しております。

6月21日に東京都のプログラミング教育推進委員会が開催されますので、他地区の取り組み状況等をしっかりと把握してまいりたいと考えているところでございます。また、この委員会は年3回程度ありまして、情報交換が行える予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成32年度の導入の前に今年度と来年度の2年間にわたりプログラミング教育推進校1校を指定し、実践研究を行いながら他校への普及啓発に取り組むといった御答弁がありました。具体的には、どのような視点から何を目的にどのような研究を行っていくかというお考えなのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今年度につきましては、市内の第二小学校がプログラミング教育推進校に指定され研究を行っております。今年度からの取り組みであるため、年間の計画の立て方や教育課程上の位置づけ、指導方法等についてまず基礎的なところから幅広く研究し、普及啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） プログラミング学習の導入に向けて、例えば現在の小学校の校長先生や担任の先生方といった現場からの声というものは上がってきているのでしょうか。また、今後さまざまな声が上がってくるのが予想されるのですが、どのような対応をお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 小学校の現場からの声といたしましては、今後行うプログラミング教育とはどのようなものなのか、どのように進めていけばよいのかといった不安の声を聞いてございます。推進校の成果を普及するとともに、今後東京都が作成予定の指導事例集の普及啓発、研修会の実施などにより教員の不安を取り除いていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 小学校におけるプログラミング学習というのは、外国語教育と同様に担任の先生が御自身の受け持つクラスの中で行っていくと思われまふ。先生のプログラミング学習、プログラミング教育に対する理解度合いも完全とまではいかないまでも、ある程度統一させる必要があると思ひます。恐らく先生に対する研修機会を設けてということになると思ひますが、具体的にどのような研修をどの程度開催する必要があるとお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 平成30年度におきましては、プログラミング教育推進校の第二小学校が公開する研究授業や研修が2回、市教育委員会主催の研修が1回、合計3回、市内における研修が行われる予定でございます。

そのほかに、東京都全体においては、他地区の推進校の公開研究授業や都内全体における実践報告会などが予定されております。

今後につきましては、東京都内のプログラミング教育推進校における実践事例を収集し、市内各校に情報提供を行うとともに、平成31年度以降も市教育委員会として全校を対象とした研修を実施し、教員の理解度を統一できるよう指導力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

平成32年度からは小学校で英語の授業も本格的に実施され、さらにプログラミング学習が始まるということになりますと、先生方に与えるプレッシャー、先生方が感じるストレスは、当然個人差はあるにせよ、小さな

ものではないと予想されます。

教育長の御答弁の中で、指導する教員がプログラミング学習への理解を深めるとともに、不安を解消し安心して取り組むことができるような環境を整備することが課題であるというふうに述べられておりましたが、先生方の不安をどのように解消し、労働環境をどのように担保していこうとしているのかお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教員の不安を取り除くためにも、繰り返しになりますが、プログラミング推進校の成果を普及するとともに、今後東京都が作成予定の指導事例集の普及啓発、研修会の実施等を確実に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

最後にですが、平成32年度から導入されるプログラミング学習は、今後新たに策定されるであろう学校教育振興基本計画あるいはそれに類似した計画の中にどのように盛り込まれていくのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校教育振興基本計画につきましては、現在点検評価を行っている最中ではありますが、次年度からの計画策定の検討を通して、プログラミング教育の位置づけについて議論されていく可能性があるかと認識しております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 今回は、学校教育振興基本計画の最終年度ということで計画の進捗を確認し、平成32年度より小学校にて導入されるプログラミング教育について市の考えを確認させていただきました。教育長を先頭に、教育委員会の方々の御尽力によって、市内小中学生の学力が少しずつではありますが、東京都の平均正答率に近づいているということは大変喜ばしいことであり、今後もさまざまな施策を展開する中で、児童・生徒の学力を初めとする人間力を伸ばしていただきたいと思います。

プログラミング教育につきましてはまだまだ準備の段階ではありますが、子供たちが無理なく受け入れられる教育環境をつくっていただくとともに、先生方の労働環境にも十分配慮しながら、まずは先生方がしっかりとプログラミング教育に対する知識を身につけ、各学校や先生方の教え方にレベル差が生じないようにしっかりとした対策のもと進めていただくことを期待して、最初の質問を終わります。

2つ目の東大和元気ゆうゆうポイント事業についてであります。

登録活動数が41から51にふえたということで、おおむね順調な滑り出しという評価をしているとのことですが、元気ゆうゆう体操を含むさまざまなサロン活動に参加している高齢者の数というのは把握しているのでしょうか。当然一人の方が複数の会場で活動しているということもありますので、延べ人数という形で結構ですし、例えば手帳を配付した数を把握しているのであればそれでも結構ですので、お示しいただければと思います。

○**福祉部参事（伊野宮 崇君）** 元気ゆうゆうポイント事業に使用する手帳でございますが、これは平成30年3月末日現在でおおむね1,700冊交付しております。

一方、平成29年度事業において社会福祉協議会に登録した各活動からの報告書、これに基づきますと、平成30年3月における介護予防活動1回当たりの平均参加人数というものが算出できますが、その人数の合計数は941人というふうに算出されます。

このため、私どもとしては、この事業には1,000人程度の方が参加しているというふうに考えております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 1,000人程度の方が参加をされているということですが、その現時点で把握できているその参加者と、市内在住の高齢者の方々とのこの割合において、この事業については今後どのような形でどのように発展をさせていきたいのか、その御所見を伺えればと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 平成30年5月1日現在の65歳以上の高齢者の数でございますが、これは2万2,738人となります。仮に約1,000人の方が参加しているというふうに前提をとりますと、その割合は約4.4%ということになります。

なお、厚生労働省は、介護保険法の改正に伴いまして、一般介護予防事業に関する社会保障審議会の説明資料におきまして、高齢者が容易に通える通いの場の展開を推奨するとともに、高齢者人口の10%の参加を目標とするというふうに明記されております。厚生労働省の推奨する通いの場というものは、元気ゆうゆうポイント事業に登録している活動を含む広い概念というふうに思われますので、必ずしもこの数字にこだわるものではございませんが、しかし、元気ゆうゆうポイント事業というものは、介護予防活動に参加していない方にもできるだけ参加していただくように、参加のためのハードルというものを低く設定しております。

今後、より多くの方が参加していただくよう、引き続き参加者の増加に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○10番(根岸聡彦君) ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

東大和元気ゆうゆうポイント事業が始まってから、東大和元気ゆうゆう体操に参加する人がふえたという話をさまざまな介護予防リーダーさんから伺います。これは、ポイントをもらうということが一つのきっかけになっているとは思いますが、結果として高齢者の健康増進が図られていく一つのステップにもなると。また、ポイントをためることで自分の活動量の見える化が図られ、それによって高齢者の方々の生きがいを見つける指標にもなっていくといったことが考えられるのではないかと思います。この点に対して市はどのような見解をお持ちでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 元気ゆうゆうポイント事業は、介護予防活動に参加することでポイントを付与する事業でございますけれども、そのポイントというものは手帳に押印する方式を採用しております。御指摘のとおり、介護予防活動の参加実績の見える化というものを図っております。この方式によりまして、介護予防活動に参加するごとにスタンプの数というものが増加しますので、自己のこれまでの介護予防活動の実績を量的に把握することができるものであります。また、目標に向かってスタンプをためようとする意欲を引き出し、介護予防活動を継続しようとする意思の形成にも役立つものと考えております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 手法としては非常に有効なものであるというふうに私も認識をしております。

市は、平成30年度の予算の中で、東大和元気ゆうゆうポイント事業委託料として464万1,000円を計上しております。このうち約300万円についてはポイント交換用の景品調達費用であり、あとの164万1,000円が消耗品費、人件費といった事務処理経費と見積もっているとのことですが、その内訳についてもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 平成30年度におけるこの事業の予算の計上におきましては、総事業費の内訳といたしまして、人件費、事務費、事業費を見積もっております。事業費につきましては、スタンプの調達ですとか手帳の作成、チラシの印刷などに係る経費として約52万円を見積もっております。それから、人件費といたしましては約112万円、それから事業費としましては議員御指摘のとおり、交換用の景品調達費として約

300万円を想定しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） このポイントですが、平成29年度は始まった年ということで、10ポイントで交換がされたわけでありまして。この10ポイントで景品を交換にこられた方というのは何名ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 平成29年度はこの事業の実施期間が4カ月でありましたので、通常30ポイントで交換するところ、10ポイントでも交換に応じるという特例措置を講じまして参加者の便宜を図りました。

平成29年度事業における交換期間というものは、平成30年2月から3月までの2カ月間と設定いたしました。この期間におきまして景品交換に応じた件数でございますが、372件となっております。実人員を計算いたしますと354人ということでございます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 約1,000人の参加者がいるというふうには先ほどの御答弁の中で、354人、35%の方が交換にこられたということで、滑り出しとしては非常にまず順調なんだろうなというふうに私も思います。

平成30年度に入ってから30ポイントで交換がされることになったのですが、4月の段階で30ポイントがたまった市民の方が景品を交換に行ったところ、今年度はまだ準備ができていないため6月からになると言われて帰されたというお話を伺いました。平成29年12月1日から東大和元気ゆうゆうポイント事業が始まりましたというチラシには、景品の交換は指定の期間に社会福祉協議会の窓口で行うというふうに書かれてはありますが、その指定の期間について市民に対して何らかの形で通知はなされたのでしょうか。もしなされたのであれば、いつどのような形で周知されたのか教えていただきたいと思っております。もしなされていなかったとするならば、これは人間の心理として、期間の指定がないのだから、そこはいつでも交換に応じてもらえるというふうに理解するというふうに考えるのですが、その辺の御認識について説明をいただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 景品の交換期間につきましては、平成29年度につきましてはチラシに交換期間を記載しておりましたが、平成30年度につきましては記載しておりませんでした。これは初めての事業でございますので、平成29年度の景品交換の実情を見きわめながら平成30年度の交換期間を設定しようとしたためでございます。

そのため、4月に入りましてから、この事業の受託者であります社会福祉協議会、こちらと協議をいたしまして、今年度につきましては上半期、8月及び9月の2カ月間、それから下半期、来年2月と3月の2カ月間の年2回、交換期間を設定しようということになったものでございます。

また、その周知の方法でございますけれども、これは事業のチラシとは別のチラシをつくりまして、それを全ての登録活動に配付いたしました。さらに、手帳の配付の窓口であります市役所の高齢介護課、それからほっと支援センター、見守りボックスにも配付をいたしました。それから、社会福祉協議会のホームページ、こちらにおいても記事を記載しております。さらに、6月の中旬に全戸配付をいたします社会福祉協議会の機関紙である社協だより、こちらにも記事を掲載予定であります。また、市のほうでも市報ですとか市のホームページにおいて記事を掲載する予定であります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） いろいろと周知はされているようですが、4月の段階ではなかったのではないかとというふうに認識をしております。そのあたりは始まったばかりということでもありますので、しっかりと進めて

いただきたいというふうに考える次第であります。

先月、その情報の提供、いわゆる周知の部分であります。先月のゆうゆう体操の会場でリーダーの方が、その景品交換期間のお知らせというチラシを参加者の方々に配っておりました。先月ということで、そのことも踏まえていると思うのですが、その場でリーダーさんから、景品交換期間が平成30年度は8月1日から9月28日までと、2月1日から3月29日までと設定されたので、そのチラシを配ってくださいというふうに言われたそうです。

社会福祉協議会のほうで6月からになると言われたのに、なぜ8月からとさらに2カ月先送りされたのか理解に苦しむという声が上がっておりましたが、なぜそのような状況が発生したのか、そのあたりは御説明いただけますでしょうか。また、チラシには2017年11月15日の日付印が押されておりました。そうすると、事業が始まる以前から景品交換期間は決められており、チラシはつくられていたと考えるのが自然であると思われるのですが、この点についての見解を伺ってよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業の受託者であります社会福祉協議会の担当者のほうに確認をいたしましたところ、景品交換が6月から行われるという旨の説明はしていないということでした。

なお、6月に発行される社会福祉協議会の機関紙「社協だより」には景品交換の時期が掲載されるでしょうという旨の説明をしたそうであります。このことから、この話が誤解されて伝わったものということが考えられます。

それから、景品交換期間を周知するチラシに記載された日付印、このことですが、これは現に使用されているスタンプのイメージを掲載したものであります。事業の開始をお知らせする東大和元気ゆうゆうポイント事業が始まりましたというチラシにおきましても同じ日付印が記載されております。その日付は2017年11月15日となっていたものであります。これは事業をイメージするイラストとしての記載でありますので、日付については特に意味はないものであります。

なお、今後作成するチラシにつきましては誤解を与えないように注意をしましてまいりたいと思います。

○10番（根岸聡彦君） そのスタンプのイメージというものもありますし、社会福祉協議会に景品を交換に行ったときにその担当の方から言われたということで、言った言わないの世界、ちょっとしたボタンのかけ違いあるいは理解の違い、それからその参加者の方がどういう状況のもとで交換に行かれたのか、その辺はちょっと私もわかりませんので、ひょっとしたらちょこバスを使って片道180円かけて、往復360円かけて500円の景品をもらいに行ったけれどもくれなかったというようなところで、ある程度感情的になってしまったというようなことも考えられなくはない。さまざまな状況の中で誤解というものは発生するものでありますので、その辺は今後十分に注意をいただきたいというふうに思っております。

関連してということになります。ポイント交換につきましては、昨年12月につくられました東大和元気ゆうゆうポイント事業が始まりましたというチラシには、指定の期間という文言が記載はされているのですが、参加者が携帯する手帳には何の記載もないわけであります。

一般的に、チラシというのは一度見れば捨ててしまい、手元に置いて何度も確認をする、そんな人はなかなかいないだろうなというふうに考えるわけでありまして、参加者が常に携帯するのは手帳なわけですから、そこに必要事項が記載されていなければ、やはり市民に誤解を招く要因にもなり、事業の発展に支障を来す可能性が出てこないとも限らないわけであります。例えば交換期間を廃止して、常に交換可能とするとか、リーダーさんを初めとして、参加者である市民に迅速かつ頻繁に情報提供をする必要があると考えますが、現在の市

から社会福祉協議会への連絡体制、市から介護予防リーダーさんや市民の方への連絡体制がどうなっていると認識しているのでしょうか。また、今後の対応はいかがお考えでしょうか。先ほどの御答弁とちょっと重複してしまう部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 景品交換期間の手帳への記載についてでございますが、この手帳は年度ごとに更新されるものではなく、最後のページまでポイントを獲得した場合に次の手帳に更新するものであります。ポイントの獲得というものは各人のペースで行われるため、一つの手帳が何年度に使用されるかは特定することができません。結果として、各年度の交換期間の記載は見送ったものであります。このため、各年度の交換期間につきましては、先ほど御説明いたしました、チラシあるいは社協のホームページ、市報等で参加者及び関係者に周知をすることとなりました。

なお、景品交換をいつでも認める随時交換制につきましては、社会福祉協議会と協議をいたしました。もちろん通年で交換できるというものが好ましいのは当然でございますけれども、この事業そのものを通年で行うことが平成30年度が初年度になるという事情がございます、交換の事務量、これも見きわめが難しく、混乱を避けたいという社会福祉協議会の意見を踏まえまして期間制にしたものであります。

なお、この事業の実施に当たりましては、社会福祉協議会と密に連絡をとり、あわせて参加者あるいは関係者の御意見あるいは御評価を確認しながら、景品交換その他につきまして、より使いやすい制度に向けて研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

制度そのものが始まったばかり、事業がスタートしたばかりということで、さまざまな問題点というのは出てくるというのは、これは仕方がないことではありますけれども、一つ一つ改善をしていっていただきたいというふうに思います。

例えば手帳への記載というのもの、その参加者によってそのポイントのたまる速度というものは違いますので、その手帳を1冊使い切るのはどのくらいで使い切るのかという期間の問題もあると思いますが、例えば現在の状況で言うならば、ポイント交換には交換期間というものがありますので、詳しくは市報もしくは社協だよりをごらんください、御確認くださいという一言を書いておけば、ここに書いてあるでしょということを、これを確認してからポイント交換にきてくださいねということも言えると思いますので、そういった非常に小さな改善点ということにはなるとは思いますけれども、そういった対策も御検討いただければというふうに思います。

市長答弁の中で、4月に実施した29年度事業に関する簡単なアンケートの中では、ポイントの付与や景品についての大きな課題となるものはなかったというふうに述べられておりましたが、今まで幾つか御質問させていただいた中で、市民やリーダーさんの声として幾つか挙げさせていただきました。これらの声についてはぜひ真摯な対応をお願いしたいと思いますが、市の御見解をもう一度お願いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆうポイント事業につきましては平成29年度の新規事業でございました。そのため、事業終了時にアンケート調査をいたしました。個々の事項につきましては御意見はありましたが、おおむね良好な評価をいただいているものと認識しております。

なお、議員御指摘の市民の皆様あるいは介護予防リーダーの方々の方々の御意見についてでございますが、現段階では、そのアンケートに記載された意見以外にちょうだいすることはございませんけれども、仮にそのような

御意見がございましたら誠実に対応いたしまして、この事業をよりよくするために制度の中に取り込むよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。非常によい制度だというふうに私も思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

東大和元気ゆうゆうポイントQ&Aの中で、30ポイントたまると景品に交換でき、1年間に3回という上限が設定されているのですが、年に3回とした理由はどのようなところにあるのでしょうか。教えてください。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 先ほども御説明いたしました、厚生労働省は、高齢者人口の10%の方が通いの場に通うことを目標にしております。仮に東大和元気ゆうゆうポイント事業に高齢者の方の約10%の方が参加した場合には、およそ2,000の方が参加するということになります。この場合、景品交換の予算は300万円ということでございますので、お一人1年当たり1,500円程度が限度額になります。

一方、景品につきましては、あくまでも介護予防事業に参加するインセンティブ、つまり動機づけとしておりますので、余り高価なものはふさわしくないというふうに考えまして、おおむね500円を基準とした品物にする方針を立てております。これらの条件を勘案いたしまして、お一人様3回までというふうにいたしました。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 景品をもらうほうからすると、そのいただけるものが高いか安いかというのはそれほど大きなものではないと思ひます。自分が参加している活動が、活動した結果、そのポイントがたまつたということで、いわゆる自分の励み、自分に対する御褒美というような位置づけになっている部分が非常に大きいと思ひますので、今の御答弁ですと、予算ありきということになってしまつて、ある意味そこは仕方がない部分はあるかもしれませんが、そのあたり、ちょっと御検討いただける余地はないのかなというふうに思ふ次第であります。

また、参加者の中には、早くポイントをためるために複数の会場を回つてポイントを集める方もいらっしゃるでしょうし、介護予防リーダーの方々の中には、複数箇所にて体操を行い、なおかつサロン活動も行っている方もいらっしゃるというふうに思ひます。そういった方々は年間に直すと200ポイント近くをためてしまう方も出てくると思うのですが、年間の交換回数を3回で90ポイントを上限にするというのは少ないのではないかと、そういう方々に対してはちょっと考えるわけでありませぬ。

そういう声私が体操に参加しているところでリーダーさんから出ているという事実もございませぬ。今後の対策、今後の展開ということにはなると思うんですが、ポイントの付与については、市主催の講演会など、健康寿命の延伸や介護活動に資する事業についても対象とするなど、その拡大を検討していきたいというふうにも市長答弁でも述べられており、さらにポイントを大きくためていかれる方がふえていくことが予想されるわけでありませぬ。そういった方のモチベーションを維持していくためにも、年3回あるいは90ポイントを上限とするといった縛りをなくしていく方向性というものを今後検討する必要があると思うのですが、そのあたりの御認識はいかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) この事業につきましては、介護予防に多くの方が参加しやすいように、参加する高齢者の方には事前の登録制ですとか、あるいは承認手続というものを一切要求しておりませぬ。誰でも気軽に参加できるように制度設計されております。

また、登録をいたしました介護予防活動の責任者の方には、手帳を持った方、この方がお見えになつた場合

には、合理的な理由がなく参加を拒まないようにしてくださいというふうに周知しております。

このため、御指摘のように、多くの会場をつなぎまして介護予防活動に参加される方ということも出現するだろうということは想定しております。さらに、介護予防活動の責任者、この方も活動1回につき参加者と同じルールで1ポイントを付与しておりますので、多くの活動をしている方は獲得するポイントが多くなるということになります。

一方、高齢になりますと、お一人お一人の身体状況の格差というものが大きくなりまして、人によりましては月に数回しか介護予防活動に参加できない、そういう方もいらっしゃるというふうに考えております。景品交換というものは、介護予防活動を継続していただくためのインセンティブ、動機づけと位置づけておりますので、ポイントの獲得のペースの遅い方、この方にもある程度チャンスを与える必要があるというふうに考えております。

限られた財源で多くの方に参加していただくためには、全ての方に景品が行き渡るように配慮が必要であります。このため、ポイントの獲得のペースの早い方が景品を、ちょっと言葉が悪いです、独占しないように一定の上限が必要であるというふうに判断いたしまして制度設計したものであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） おっしゃることはわかりますが、そうはいっても、やはりポイントをためて景品をもらうということになりますと、中にはポイント命ということではありませんが、そういうことに非常に燃える方も当然いらっしゃるということですので、そういった方々を排除することのないような対策をとっていただければと思います。

この東大和元気ゆうゆうポイント事業をさらに発展していくことは望まれる事業であると思います。特にさまざまな分野で御活躍のリーダーさんには、週にいろいろな活動をされる結果、短期間で大量のポイントが付与されることにもなってくることが予想されております。活動を積み重ねた結果の見える化として、1,000ポイント、3,000ポイント、5,000ポイント、1万ポイントをためる方がいらっしゃるのかわかりませんが、そうやって累計でためられた方には、その都度の景品だけでなく、何らかの形でその榮譽をたたえるということとさらにモチベーションを高め、意欲的に介護予防活動に御尽力をいただけるのではないかとというふうにも思うのですが、市として今後の課題として何か御検討いただけるようなものはないでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防活動の量をポイントという形にしまして、それを景品交換で反映するという制度の場合には、先ほど御説明のとおり、予算上の理由、それから多くの方に参加していただくという趣旨からは、どうしても一定の制限というものを設ける必要があるというふうに考えております。

一方、介護予防活動を主催した方々、この方々は単に介護予防活動に参加した方とは異なりまして、地域における介護予防に資する社会資源としまして何らかの評価をすべきではないかと、こういう御意見にも傾聴すべきものがあるというふうに考えております。

例えばある活動の評価のためには、表彰状あるいは感謝状の授与といった名誉をたたえる、あるいはねぎらいの意思をあらわすというものもございますし、あるいは活動の量を実力の証明として、例えば武道の段位ですとか、あるいはマイスターといった称号の付与、こういったものもございます。

こういったことを踏まえまして、一定量の活動をされた方には何らかの評価ができないか今後研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひそういった形でこの介護予防活動、ポイントも含めてですけれども、さらに発展していくようなことを検討していただければと思います。

最後に、この東大和元気ゆうゆうポイント事業を通じて、超高齢社会へ対応していくことに対する将来的なビジョン、展望についてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 現在市の高齢化率は26%を超えておりますが、団塊の世代が後期高齢者となります平成37年、これは2025年でございますが、この年になりますと28%を超えるというふうに推測されておまして、着実に高齢化というものは進展しております。

市におきましては、第7期の介護保険事業計画の中で5つの重点プランというものを掲げましたが、この重点プランの一つである介護予防の推進、これは特に力を入れていかなければならないというふうに認識しております。

市では、介護予防リーダーや体操普及推進員などの方が介護予防のために活動されておりますけれども、こうした住民主体の活動というものは重要な社会資源でありまして、東大和元気ゆうゆうポイント事業というものは、これらの活動を支援する事業であります。

今後この事業を初め各種の施策を展開しながら、介護予防リーダーらとの連携、協働を進めまして、高齢化の進む地域社会に活力が生まれるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆうポイント事業は、高齢者の健康づくり、生きがいつくりにおいてすばらしい事業であるというふうに認識をしております。元気な高齢者がふえることは医療費の抑制や認知症の予防につながっていくものであり、ひいてはまち全体に元気が広がり、東大和市の活性化につながっていくものというふうに確信をしております。

ただ、その事業の推進をしている現場の方々との意思疎通が十分にできていないと、やはりさまざまな苦情の発生につながってしまいます。連絡というものは、必要な情報が迅速かつ的確に相手に伝わらなければ意味をなさないものになってしまいます。このすばらしい事業を発展的に継続していただくためにも、市、社会福祉協議会、活動の推進者、ここでいうリーダーの方々ですね、の間の連絡が確実になされ、参加している市民や活動を推進しているリーダーの方々に十分納得していただく状況を確認していただくことを期待して、2つ目の質問を終わりにいたします。

3番目、下水道事業についてであります。

下水道使用料の改定に伴い経費回収率が改善傾向にあると認識しているとの御答弁でしたが、平成28年度におきまして、当初の見込みどおりに収入がふえなかったと記憶しております。平成29年度の下水道使用料の収入についてはどのようなになっているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 平成29年度の下水道使用料収入につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせまして約13億3,100万円ございました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 一昨年の料金改定では、経費回収率を平成31年度には100%に到達させ、平成36年度までに26市の平均である107%を達成させることを目標に実施されたものと理解をしております。この目標に対する進捗状況をどのように捉えているのでしょうか。また、下水道使用料の収入済額は平成28年度決算において約12億3,400万であり、平成29年度は今お示しいただいたとおりですが、この数値は平成36年度に向けてど

のように推移をしていくと見ているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道使用料の改定につきましては、平成28年4月1日から下水道使用料を適正な水準とするため、一定の予測が可能である10年後までの収支計画を用いまして収支予測を行い、経費回収率100%を目標水準とすることを目指して改定を行いました。

下水道使用料収入が見込みに達していない状況ではございますけれども、経費回収率につきましては改定案よりも緩やかではございますが、改善していくというふうを考えているところでございます。

また、現時点におきまして、有収汚水量は現状と同程度というふうに見込んでおります。そのため、下水道使用料につきましても同程度で推移していくというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入金は、平成28年度の決算で約4億7,500万円となっており、平成29年度予算は4億800万円、平成30年度の予算で4億5,700万円となっております。平成29年度の決算数値はこれから出てくるものであり、平成30年度はスタートして間もないわけですが、一般会計からの繰入金や下水道事業債の償還及び残高に対する推移についてはどのように見込んでいるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 一般会計繰入金と下水道事業債の償還額、残高についてでございますけれども、現状では下水道事業債の償還額が減少することによりまして、事業の状況にもよりますけれども、一般会計からの繰入金は減少するのではないかとというふうに考えてるところでございます。下水道事業債の残高につきましても減少するというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今年度、公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定する予定であり、この基本計画に基づいて管渠の更新が実施されるとの御答弁でしたが、まず公共下水道におけるストックマネジメントの定義について御説明いただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道事業におけますストックマネジメントの定義についてでございますけれども、平成27年度に国が定めました下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインの2015年版、こちらでは、持続可能な下水道事業の実現を目的に明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することとされているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） スtockマネジメントの導入に当たっては、下水道事業の目標と、その目標を達成するために施設種類別に事業量の目標を設定し、点検調査、更新の優先順位の検討において、そのリスクの検討、評価を行うと思います。ただ、これらの作業は従来から行われていたことではないかと思われるのですが、今回新たにストックマネジメント基本計画を策定するに至った理由はどこにあるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 公共下水道ストックマネジメント計画を策定する理由でございますけれども、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で施設の点検調査、修繕、改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目標として策定するものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

他市におけるストックマネジメントの導入状況と上がっている成果について、また当市が参考にできる事例等があれば御紹介ください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他市のストックマネジメントの導入の状況でございますけれども、ストックマネジメント基本計画につきましては、平成27年度に国が定めましたガイドラインに基づくものでございます。そのため、周辺市におきましても数市が策定または策定中の状況でございます。そのことから、参考となる事例や成果につきましてはこれからとなるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 管渠の更新には多額の費用がかかることは容易に予想がされます。更新事業を短期間で行うということは不可能であるわけで、東大和市下水道総合計画では、平成28年度から32年度にかけて長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画を策定しますとなっております。その後、更新事業に着手するものと理解できるのですが、市内の約240キロメートルの管渠の中で、例えば敷設後40年以上が経過しているもの、30年以上が経過しているものというのはどのくらいあるのか把握はされているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 敷設後40年以上経過している管渠につきましては約29キロメートル、敷設後30年以上経過している管渠につきましては約112キロメートルというふうに把握してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 管渠を更新する際の工事費というのは、例えば1メートル当たりの単価として一般的にどのくらいかかるものなのでしょうか。また更新工事にかかる時間ですが、例えば一つの区画で100メートルの管渠の更新工事を行う場合、工事期間としてどのくらいを想定されるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 管渠の更新についてでございますけれども、平成15年から平成21年度にかけて実施いたしました西武団地地区の更新工事の実績でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、1メートル当たりの工事費につきましては約11万7,000円となってくるものでございますが、現在では当時と比べて物価等に違いがございますので、金額的には異なってくるかなというふうに考えてるところでございます。

また、同様に、西武団地地区の更新実績では、100メートルの更新事業を実施した場合には約86日間かかるというふうに想定しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市下水道総合計画では、平成33年度から52年度の20年間で管渠の更新事業を行っていくことになっております。市内240キロの管渠を例えば20年かけて更新するとすると、1年当たり12キロの更新工事をしなければならない計算になります。この12キロの管渠の更新工事を行おうとした場合、おおよその費用で大体どのくらいの金額が見込まれるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 管渠の更新工事の費用でございますけれども、現在の東大和市下水道総合計画におきましては、平成52年度までの長期計画の見通しにおきまして133億9,100万円というふうになってございます。これを20年間で計算いたしますと、1年当たりで6億6,955万円というふうになるものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 非常に多くのお金がかかるということでございます。

また、既に老朽化の激しいところというのは、更新工事を待たずに、破損やひび割れ等が発生し、大規模な補修や追加の更新が必要になってくるケースも想定されるのですが、総合計画の中でうたわれている更新計画

の平準化や効率的な維持管理がどのように担保されるのでしょうか。またそのための費用はどのように捻出されるのでしょうか。更新事業に対する国や都からの補助についてもあわせて教えていただければと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 更新計画の平準化でございますけれども、老朽化等の破損、ひび割れ等によりまして更新が必要な箇所か、または状況がよくまだ更新を必要としない箇所かを確認し、優先順位を整理しまして、更新計画の平準化や効率的な維持管理を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

厳しい財政状況ではございますけれども、維持管理といたしまして下水道使用料を用いることや、更新の費用といたしまして国の下水道ストックマネジメント支援制度を利用し、できる限り国費、都費を利用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 管渠の更新というのはどのようにして行われるものなのでしょうか、内面被覆工法というものがあるというふうに伺いましたが、それはどのような工法でしょうか。また一般的に下水管の工事というと、道路を掘削してコンクリート管を取りかえていくことを想像するのですが、それとの違いはどのようなところにあるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 管渠の更新方法といたしましては2種類が考えられます。一つは既設の下水道管を新たな管渠にかえる敷設がえ工事です。もう一つは、既設の下水道管の内面に新たに内面被覆を行い、新しい管と同等のものを形成する更生工事でございます。

敷設がえ工事につきましては、従来の下水道工事と同様に、道路を掘削して古い管を撤去し、新しい管を敷設するものでございます。更生工事につきましては、道路を掘削することなく、マンホールから新しく形成する樹脂等の管を折り畳んだ状態で挿入し、中で膨らまし、既設管の内面で固めるものなどがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 内面被覆工法は国からの補助があるというふうに伺ったことがあるんですが、制度上はどのようになっているのでしょうか。あるとしたらどのくらいの補助が受けられるのでしょうか。また、その補助は将来的にいつまでも継続して受けられるものなのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 内面被覆工法に関する国の補助についてでございますけれども、国の下水道ストックマネジメント支援制度を利用することによりまして補助が受けられるものと認識しております。

補助内容につきましては、通常下水道事業補助と同等に、対象事業費の50%というふうに考えてるところでございます。

補助を受けるためには、ストックマネジメント基本計画の策定により適切な管渠調査を行いまして、それから改築工事の計画を策定し、国に提出する必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この内面被覆工法というのは、管渠の更新、耐震化、長寿命化計画にとっては有効な方法なのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 内面被覆工法の管渠の更新、耐震化、長寿命化の有効性についてでございますけれども、既設の管渠と一体となり複合管となるというふうな手法でございます。そのため、管渠の更新等に有効な方法というふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道管渠の更新については、実施時期が1日おくれればその分老朽化が進むものですが、先ほどの公共下水道ストックマネジメント基本計画や現在の事業の柱として進められている東大和市下水道総合計画の前倒し実施に対するお考えについて御所見をいただけますでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 下水道管渠の維持管理につきましては、下水道管渠の調査を行い、管渠清掃や必要に応じた管渠の補修等を行ってるところでございます。

今後も適切な維持管理を行い、今後策定する公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づきまして事業を進めていきたいと考えてるところでございます。

なお、下水道は耐用年数が50年とされておりまして、市内では今後この耐用年数を超えるものがふえてくることが予想されております。このため、老朽化により早期に対応する必要なものが出てくることも考えられるところでございます。

いずれにしても、今後とも下水道の適切な維持管理をしていくことが重要であると考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、文書とシステムについて。

①改元に係る本市及び市民生活への影響についてであります。

アとして、昭和から平成の際の対応はどうだったのか。

次に、イとして、市の対応は。

次に、ウとして、関係諸経費の見積もりは。

次に、エとして、他自治体の対応は。

次に、オとして、国・都からの指導・要請は。

そして、カとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[6 番 大后 治雄君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、昭和から平成へ改元した際の対応についてであります。昭和64年1月7日に昭和天皇が崩御され、皇位が継承されました。このため、新たな元号を平成とする元号を改める政令が即日公布され、翌1月8日から施行されました。当時の対応といたしましては、東京都の対応を参考としまして、改元に伴う文書事務の取り扱いについて庁内に通知し、元号表示を平成に訂正するなどの対応を図るとともに、改正の必要が生じた条例、規則等の整備を行いました。また、電算システムにおいても必要な対応を図りました。

次に、市の対応についてであります。平成31年4月30日に天皇陛下が退位され、翌5月1日に皇太子殿下が即位されることに伴い、現在の元号である平成が新たな元号に改められることとなります。

そこで、市が作成する文書における改元に伴う年の表記について、現時点の考え方を整理し、平成30年5月16日付で庁内に通知をしたところであります。

次に、関係諸経費の見積もりについてであります。元号が改められることにより発生すると考えられる経費につきましては、主なものは電算システムの改修経費と認識しております。

次に、他自治体の対応についてであります。東京都におきましては、平成30年1月23日付で改元に伴う年の表示について庁内に通知しております。また、近隣市におきましても幾つかの市では元号の使用に関する考え方を庁内に通知していると聞いております。

次に、国・東京都からの指導、要請についてであります。去る5月17日の官房長官の記者会見では、新たな元号の公表日を改元1カ月前の平成31年4月1日と想定するとの考え方が示されているところであります。現時点では、国や東京都からの具体的な情報提供や技術的助言等はありません。

次に、課題と今後の展開についてであります。今回の改元につきましては、昭和から平成の改元と異なり、現時点で改元の日が想定できておりますことから、事前の準備が可能であります。

一方で、報道によりますと、新たな元号が間近にならないと公表されない方針のため、市民生活への影響が出ないように改元の日までに電算システムの改修などの準備が間に合うかどうか懸念しているところであります。

以上です。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

今上陛下が御退位あそばされるまでもうあと1年を切ってしまったという状態で、もう平成は31年まで、32年以降はないということで、かなり喫緊の課題であろうかというふうに思います。

そこで、今回こういった改元につきましてそろそろ聞いておかなきゃいけないのかなというふうに思いまして、今回一般質問をさせていただくというような流れになっております。

それでは、順次伺っていくわけなんですけれども、まずアの昭和から平成の際の対応はどうだったのかであります。

改めて、その当時の詳細を伺わせてください。

○文書課長（下村和郎君） 昭和から平成の際の対応の詳細についてでございます。

元号につきましては、元号法におきまして、政令で定めること、それから皇位の継承があった場合に限り改めることが定められております。

このため、昭和天皇の崩御に伴う皇位の継承が行われたことによりまして元号を改める政令が施行され、昭和から平成に元号が改められたものであります。

昭和64年1月7日は土曜日でありましたので、庁内に対しては週が明けた1月9日付で通知を行っております。

その主な内容としましては、1つ目に、印刷等により改元以後の日が旧元号で表示されているときは、原則新元号による表示のものに作成し直すか、適宜新元号による表示に訂正をすること。2つ目としまして、改元の前日までに施行した条例、規則等の例規で改元以後の日を旧元号で表示しているものはそのまま有効として取り扱うが、改正については別途通知する。3つ目といたしまして、市民等から受理する文書で改元以後の日を旧元号で表示しているものはそのまま受理して差し支えないものとする。4つ目といたしまして、公文書における元号の表記は平成元年を原則とすると――などでございます。

この通知を受けまして、各課におきましては、各種申請用紙等における昭和の表示をゴム印で平成に修正する等の対応をいたしました。また、改正の必要が生じる例規を全庁的に調査いたしまして、可能なものについては一括での改正を行いました。

なお、電算システムにつきましては、現在のように全庁的なシステム化がなされていない状況でありましたので、システムを利用する課において個別にシステム業者と調整をとって対応を図ったものと考えております。以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

当時、確かに電算システムそのものが、それぞれのところで、それぞれで運用してるような状態であったと思いますので、基本的にはいろいろ、文書に関してもゴム印で対応するような、アナログなような状態だったと思いますので、大分今とは趣を異にするというような感じかなというふうに思います。

いろいろその当時も問題が出てきたのかなというふうにも思うんですけども、その当時の課題というのはどういうふうなものだったのかというのがおわかりになれば教えてください。

○文書課長（下村和郎君） その当時の課題ということでございますが、六十数年ぶりの改元という事態に直面いたしまして、まずは旧の元号の表記を新元号に改めるという対応に追われていたものと思われま。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 大変突然というか、急な改元だったというふうに思いますので、いろいろ庁内がばたばたして大変だったというのは容易に想像がつくところでありまして、そうした当時の課題というのを当時はどういうふうに克服されてきたのでしょうか。おわかりになれば教えていただきたいと思。

○文書課長（下村和郎君） 当時の課題の克服ということでございますが、例規につきましては、当時、様式中に昭和という元号を表記しておりました。この元号改正に当たりまして、昭和という元号を削除する、要するに様式中に元号を表記しない形をとりました。その後、例規を新設する際にも同様の対応をとってまいりました。以上でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

既に昭和から平成に変わりまして30年たつような状況でありますけれども、現在その影響というのは、当時の

影響というのは何か残っていらっしやいますか。

○文書課長（下村和郎君） その影響についてでございますが、先ほど申し上げましたような対応をとってまいりましたことから、今回の元号改正に当たりましては、例規中の元号の改正が必要なものはほとんどないのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 30年たつわけですけれども、当時の担当者からの申し送りとか、それからまた当時の記録のようなものというのは何らかの形で残っているのでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 特に申し送りというようなものはございませんが、当時の対応の記録で文書として残っているものがありますので、今回の改元に当たりまして参考になれるものは生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 当時の状況とは異なって、今回は最初から予告をされてるというような状況でありますから、対応そのものはできるんだろうというふうに思っていますけれども、そのところで、次に、イの市の対応には行くんですけれども、当市への影響というのを具体的にどういうふうに見ていらっしやいますでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 改元の当市への影響についてでございます。

現在当市で作成する文書につきまして、期日をあらわす場合には、基本的には元号を使用しております。このため、これらについて新たな元号を表記するということが最も大きな影響と考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） では、現在取り組まれている対策というのを具体的に教えていただきたいと思います。

○文書課長（下村和郎君） 現在取り組んでいる対策でございます。御承知のとおり、改元の期日は来年5月1日ということで既に1年を切っておりますが、新たな元号の公表はまだ先という状況であります。しかしながら、改元に当たり市が作成する文書におきまして円滑な対応を図っていく必要がございます。

そこで、先ほど市長が答弁しましたとおり、改元に伴う年の表記について、去る5月16日付で庁内に通知をしております。

通知の主な内容であります。現時点の基本的な考え方といたしまして、1つ目は、新元号が公表されるまでの間は、来年5月1日以後の年の表記に平成を使用すること。市民から受領する文書についても同様の考え方とすること。2つ目といたしまして、西暦の使用については、これまで同様、必要に応じて行うものとする。3つ目といたしまして、例規等における元号の表記については、既に改元の日以後の年を平成で表記しているものについては、原則として新元号への改正のみを目的とした改正は行わないこと、また様式中に元号の表記のある例規等については、平成という元号を削る改正や新元号を追加する改正が必要であること、さらに、様式を例規等ではなく別途起案により定めている場合についても適切な様式に改正する必要があること。4つ目といたしまして、平成31年4月1日から始まる会計年度の表記については、国、東京都等の動向を踏まえて市の考え方を定めること。5点目といたしまして、新元号が公表された後の取り扱いについては、新元号の法的効力の関係があることから、国、東京都等の動向を踏まえて市の考え方を定めること。6つ目といたしまして、システムから出力する文書については、改元に伴いシステム改修が必要となることが考えられるので、新元号への対応についてシステム業者等と調整を図ること。あらかじめ印刷する文書については、使用する時

期に合わせて適切な元号を表記できるよう印刷業者等と調整を図ること。また、新たな考え方を定めた場合は再度通知することなどを示したところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

おおむね昭和から平成に変わったときのものをなぞるといふような形なのかなというふうに思うんです。30年前ですから、何らかの記録は残っているというふうな話でありましたから、そういったものを御参考にされて、いろいろとこれからまた着手されるんだろうなというふうに思うんですけど、そういうふうな通知をされているというようなことであります。

一番やっぱり問題となるのは、行政の混乱もそうなんですけど、市民生活そのものに対するやっぱり影響というのがこれから出てくる可能性があると思うんですね。そこで、行政とその市民生活とのそごを来さないように考えられてるといふようなことは何かありますでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 現時点におきましては、市の対応と市民生活が直接的にそごを来すようなことはなかなか想定しがたいところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） なかなか行政のやられてる事務事業と市民生活云々というところで、直接的に何か関係するといふようなことは確かでないのかもしれませんが、とにかく行政がしっかりとしていて、市民の側を何とかフォローしていけるというふうなバックアップというか、そういったようなことができるというふうなことが私は一番かなと思うんですね。

そこで、市民の側からのいろんなお問い合わせとか、それから要望、意見等というのが現状何かありますれば教えていただきたいと思います。

○文書課長（下村和郎君） 市民の方からの問い合わせ、要望、御意見等ですが、現在のところは特にいたでない状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） それだけ行政のほう为抓手とやってくれるだろうというふうな、恐らくそういったことのあらわれなのかなと。今後元号が変わってからのほうがもっと忙しくなるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

次に、ウの関係諸経費の見積もりはに移るわけなんですけど、今後の財政負担のあらましというのを教えてくださいませんか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 先ほど市長が答弁しましたとおり、主な経費としましては、電算システムの改修経費が想定されます。

平成30年度予算におきまして、改元に関するシステム改修が必要と見込んでおりますものは、基幹系システムが約140万円、福祉総合システムが約350万円弱、それから住民票等のコンビニエンスストア交付システムが約50万円、合計しますと約540万円の予算を見込んでおります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

540万円ぐらいかかるというふうなことでありますが、ちょっとつかぬことを伺いますが、昭和から平成に変わったときの金額っていうのはわかりますかね。電算そのものの金額というのが、急な話だったんで、恐ら

くは補正予算か何かで対応されたのかなというふうに思うんですけども、ちょっと難しければわからないというふうにおっしゃっていただいて構いませんし、今よりかかっているのか、それとも今よりかかってないのかってところぐらいがわかればいいと思います。よろしくをお願いします。

○情報管理課長（菊地 浩君） 先ほどお話がありましたとおり、当時、それぞれ主管課、担当課でシステムごとの改修をしておりましたので、今その資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと今と比べることは、金額は今はわからない状態でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 申しわけないです。わからないのはしょうがないと思います。

540万円かかるということで、思ったよりはかからないのかなというところだろうと思うんですね。ただ、あくまでも今の試算で540万円ということなので、不測の事態がこれから起きないとも限らないというようなこともあろうかと思えます。その場合には何らかの補正なり何なりで対応しなきゃいけないし、款の中の流用が可能かどうかわかりませんが、そういったようなことでも対応しなきゃいけない場合が出てくるのかなというふうに危惧をいたします。

そこで、例えば現在いろんな自治体でいろいろと対応が考えられてる部分があるんですけども、西暦を今の和暦と併記したりとか、それから西暦に統一したりとかってというようなことが考えられてる部分もあるのかなというふうに思うんですね。

当市で例えばシステム上西暦で統一した場合の経費というのを試算されたことはありますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、新聞報道にも西暦のことについて報道がありますことから、業者に確認してみたところ、基幹系システム、福祉総合システム、それから住民票等コンビニエンスストア交付システムともに、そもそも当市のシステムはパッケージシステム、いわゆる標準化仕様でありますことから西暦は想定してないということでした。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうですか。想定されてないということですけども、例えばシステム上、西暦で仮に統一した場合の経費の見積もりというのは何かとったりしてますか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 今私が申し上げましたとおり、当市のシステムはパッケージシステム、いわゆる標準化仕様でありますことから、システム開発当初から西暦は想定しておりませんで、概算での積算は難しい、できないということでした。

もし西暦を導入する場合は、そのプログラムを基本から作りかえなければいけなく、いわゆるカスタマイズ、東大和仕様の特注でもう一回作り直さなきゃいけなくなるということですので、費用が相当になるのではないかということでした。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうなんですね。結構お金がかかってしまうというようなことなんですね。

そうすると、例えば西暦と、それから和暦を併記するというようなところも今後考えられる自治体が出てきてるようなところもあるんですが、その場合も結構な金額がかかるというふうに考えていいわけですね。確認させてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 今申し上げましたとおり、標準化仕様のものをカスタマイズ、特注で西暦併記にするとしても同じことでありまして、やはり場合によっては桁が違うぐらいな金額がかかるかもしれないと

いう話でありました。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

桁が一つ変わるといふようなことですから、先ほど、平成からほかの元号に変える場合のシステムの改修費用が540万円というようにありましたから、その金額のさらに一桁変わるといふような認識なわけですよ。結構大変な金額になってくるのかなというところはあるんですけども、一桁変わるといっても、例えば540万円が1,000万円になると9,000万円になるのじゃ大きな差がありますので、そのところの差がどんな感じかなというのが余り私としては実感ができないんですけども、システムの御担当としましてはどういったような感触を持たれてらっしゃいますか。何倍ぐらいになるのかなというところがありますか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 詳しい数字はなかなか業者のほうも把握し切れない、積算できないということでありましたけれども、今後、国や東京都が西暦併記についてより具体的な方向性を検討するということでありますと、システム開発業者もそれにならってそういった検討をされてくると思いますので、そういった流れが来ますとまた金額も変わってくるのかなと、そういった感じがいたします。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） いろいろ東大和単独ではなかなかきつような状況だろうと思うんですね。その西暦に一本化するとか、西暦と和暦を併記するとかというのはちょっと置いておきまして、今回の改元に係って、国や東京都から何らかの財政措置というのは今時点で考えられますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、特に財政措置という話はございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。全国的に行われる改元ですから、それぞれがそれぞれのところに対応してくださいという話なのかもしれませんが、それでもやはり自治体の責任で元号が変わるわけではないので、ぜひそこは何らかの要望をしていただきたいなというふうに思うわけです。

では次に、エの他自治体の対応はに移ってまいります。近隣自治体の対応の詳細というのをちょっと改めて伺わせてください。

○文書課長（下村和郎君） 近隣自治体の対応についてでございます。

現在つかんでおりますところでは、改元に伴う年の表記について、庁内での取り扱いを何らかの形で定めた市が多摩地域26市中、本市も含めて10市でございます。これらの市の考え方でありまして、基本的には新元号が定められるまでは現在の元号であります平成を用いるとしております。また、文書の性質によりましては西暦を併記することを原則としている市もございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 西暦併記というお話が出ましたので何うんですけども、一部の自治体で採用が予定されているということも伺っています。その西暦の併記についてのお考え、お金は確かにかかるわけなんですけども、それについての基本的な考えを教えてください。

○文書課長（下村和郎君） 西暦併記についての市の考え方でございます。

本市におきましては、現在慣行という形で和暦すなわち元号を使用しておりますが、必要に応じて西暦を併記しておりまして、改元に際しましてもこの取扱いは変更しないということでございます。

したがって、その文書の性質等を考慮しまして、必要がある場合には西暦を併記することもあり得ます

が、全ての文書において一律に西暦を併記するという考え方は現在のところは持ってございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 必ず何十年に一度かは改元が考えられるというような状況でありますので、本来であれば西暦に一本化するというようなところが合理性の観点から言えば望ましい部分はあるのかなというふうに思うんですけども、なかなか、他自治体との考え方もそろえていくことによって何らかの、ほかの自治体と一緒に行けば怖くないじゃないですけど、お金が分散されてスケールメリットも生じて何とかできてくるのかなという気がするんですけども、そこで、他自治体との今回のそういった改元に関しての連携してっていうのは、対応っていうのは何らか考えられてるんでしょうか。また、連携をもしするとすればどういった分野が考えられますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） システム改修という視点から考えますと、どの自治体においても改元という共通項目なのですが、自治体によってシステム契約業者が異なりますし、そのシステムの規模も違います。したがって、そのシステム改修方法も異なるものであります。したがって、他団体との連携した対応は考えておりません。

ただし、基幹系システムにおいてですが、多摩地域で当市を含めた数市が同じ業者が開発したシステムを利用しておりますので、自治体同士が連携するわけではないのですが、システム業者側のシステムの改修作業としましては共通する作業が生じるものと思われま。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） なかなかこういった事態ですから、業者さんのほうもある意味書き入れどきというような形になってくるんだらうというふうに思うんですね。業者さんのほうもそんなたくさんいらっしゃるわけではないと思いますので、なかなか、言葉はあれですけど、足元を見られかねないなというふうに思うんです。そうしたところで、何とかそこら辺の金銭的な部分、予算的な部分を何とか圧縮していただきたいなという部分もあるわけなんです。

先ほど申し上げたように、同じようなシステムを使っている同じ業者のところであれば、それはそれで業者さんもある意味スケールメリットができるというようなところで、同じことを繰り返してプログラムを変更していくというようなことになっていくんだらうというふうに思うので、ある意味そのところを何とか強調して経費を圧縮していただくというようなことを頑張っていただきたいなと、ちょっと要望させていただきたいと思います。

次に、オの国・都からの指導・要請はなんですけれども、国や東京都の例えば計画と、当市の対応の整合性というのは今どういうふうになっていますでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 国・都からの指導・要請等についてでございますが、先ほど市長が答弁しましたとおり、現在のところ、報道されている内容のほかは国や東京都からの情報提供等はございません。

また、この間の報道におきまして、関係省庁連絡会議において、改元までに原則システム改修を終えることや、一部システムについては新元号への切りかえをおくらせること等が確認されたとのことでありますが、こうした内容についても今のところ市に対する直接的な情報提供はございません。

こうした状況でありますので、本市としましては、適切な対応をできる範囲で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなか国や都のほうも自分のところで手いっぱいな部分はあるのかなというふうな感じがするんですけども、基本的に来年の4月1日ぐらいに新しい元号を発表するというような話が今報道されてるようです。さすがに一月という短い期間で対応するというのは、全部対応するというのはまず無理なのだろうというふうには私も想像にかたくないわけなんですけど、特に、例えばこの間報道されてましたけども、カレンダーの業者なんていうのはもう1年以上前からそれに対応しなきゃいけないから、もう見切り発車をしてるというようなことも伺ってるわけなんです。なかなか、とにかく時間との勝負なのかなというふうなところがありますので、できれば他自治体と一緒に、国や東京都をつついでんどん情報を提供していただく、またできるところはみんなでやっていくというようなことで、全体的にある程度統一をした行動をとっていくことが重要なのかなというふうにも思っています。

その上で伺うわけなんですけど、国や東京都のこの本件に対する認識と、それから国や都からの財政面以外での対応など、おわかりになる範囲で教えていただければと思います。

○文書課長（下村和郎君） 先ほどお話したとおり、直接的な指導や助言というのはないところでありますが、強いて挙げますと、都内全市町村の文書担当課長で構成しております市町村文書事務研究協議会という会がございます、本年の2月に開催されました際に、席上で東京都総務局の法規担当課長から、東京都における改元に伴う年の表示についての考え方を説明を受ける機会がございましたので、こういったものを当市において考え方をまとめる上で参考にした経緯がございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 前回の昭和から平成に変わったときも東京都の事務を参考にされたというようなことがありますので、東京都の動きというのがこれからも大きくいろいろかわってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ東京都の動きを注視していただくとともに、東京都とにかく情報を出せ、情報を出せというようなところで、事務をこういうふうにするんだよというような、何か参考になるようなものをどんどん出してほしいというようなことをどんどんつついていただければなというふうに思いますし、またそれは国に対しても私は同様かなというふうに思いますので、ぜひそのところをしっかりとやっていただければというふうに思います。

では次に、カの課題と今後の展開はなんですけども、いろいろと伺ってきたわけなんですけど、改めて本件の課題というのをどう現時点で捉えて、今後どう対処をされていこうというふうにお考えなのか、改めて伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 改元に当たりましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、市民生活へ影響が出ないようにするということが肝要であると考えておりますので、適切な対処をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） とにかく残された時間が限られている中で、どれだけ対処できるのかなというところがこれから大変になってくる部分かなというふうに思うんですけども、対処をしていくに当たって、本件の対処が完全に終わるまで、完了するまでどの程度の期間がかかるというふうに思いますか。来年5月1日で終わるとは当然思っていないし、市のほうもそれは想定されてないと思いますが、そこからどの程度の期間がまたかかるのかなというふうなところも伺わせてください。

○総務部長（阿部晴彦君） 対処の完了のどの程度の期間を有するかということにつきましては、現時点では非

常に見通すことは困難な部分も正直ございます。

ただし、新元号は、現時点での情報によりますと、平成31年4月1日ごろに公表する見込みであると言われております。また一方で、新元号が法的に効力を発するのは、元号法に基づく新たな元号を定める政令が施行される5月1日と考えられております。

一方、市が作成する文書にはさまざまなものがございます。一般的なお知らせの通知文もあれば、法的な性格を有する例規のようなものもございますので、5月1日までの間、新元号をどのように使用していくのかという問題もございます。

また、平成に変わったときの時代と異なりまして、電算システムも市の中では大きな位置を占めておりますので、電算システムにつきましては果たして4月1日以降の1カ月間で対応が可能なのかどうかということはまだはっきりしておりません。そこは懸念される材料ではあります。

しかし、少なくとも新元号が公表されれば対処が全て完了するというわけにはなかなかいかないんだろうなとは考えております。

いずれにいたしましても、市民生活への影響が出ないようにということを念頭に適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） やはり昭和から平成に変わったときのように、相応の期間が必要になってくるのかなというふうに思います。その間は本当に平成だの、次の元号だのというところが入り乱れて割と大変なのかなというところもありますので、そのところは市民生活になるべく影響が出ないような形で対処していただきたいというふうに思っています。

その上で一つ伺うんですけれども、現時点で対処不可能だと思うような課題というのは何かありますでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 現時点で得られる情報を総合しまして、現時点で改元に伴う全ての課題が全て整理できているという認識ではございませんが、昭和から平成へ改元した際にも対応しておりますし、一定程度の時間は要するとは思っておりますけれども、何らかの形で適切な対応をしていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

結局のところは、最終的にはもう本当に昭和から平成に変わったときのようにゴム印を使って押すというようなアナログな形もとらざるを得ない部分も出てくるのかなという気もするわけなんです。でも、そういうふうにして、人海戦術ですけど、そういったようなことで対処できる場所はしっかり対処していただくというようなことしかないのかなと、最終的には、というふうに思っています。

では、最後に改めて市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせて——31年前ということでございまして、この実務を経験した職員はそうはいないのではないかと。31年前ですからね、私は経験してるんですよ。今でも覚えてることが2つだけございまして、まずは消防団の出初め式が中止になったということと、もう一つは平成のちっちゃいゴム印でぺっぺっぺっとう押し続けたということがございます。

前回の場合は本当に時間がなくて、本当に人海戦術という意味合いもあって、そんなところが多かったかな

と思っておりますが、今回は一月という約ですね、期間もあるということでございますので、事務の複雑あるいは電算も高度化されてきているということで、対処する中身は多くなってくるのかなと思いますけれども、そういった意味で事前に十分な準備を重ねて、市民生活に影響がないように対処していけるのではないかなど、そのように確信をしているところであります。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

とにかく何らかの形で対処していかなくやいけないというのは間違いのないところでありますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

とにかくこの改元に際しましては、とにかく市民生活に混乱を来さぬように、国や東京都、そしてまた他自治体の動向を注視し、また共同歩調をとりながら対処をしっかりとさせていただきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

以上で私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、香りの害と書く香害についてです。

日本消費者連盟によりますと、香害とは、柔軟剤、消臭スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤など、強い香りを伴う製品による健康被害のこと、体臭は含まれないとされています。2012年ごろから新しい商品が広まるにつれて、日常生活を送れないほどの苦しい症状を抱える患者さんの数が格段にふえてきたとのこと。昨年、その日本消費者連盟が香害110番という電話相談を実施したところ、2日間で200件を超える相談があったとのこと。身近な例でも、香りの強い柔軟剤を使おうとふたをあけた途端にくしゃみがとまらず利用をやめたというような話も聞いています。

そのような強い香りの製品と健康被害の実態との因果関係はまだ明らかにされてはいませんが、公共の場での使用を控えるような呼びかけをする自治体が出てきました。

当市でも香害について、市民の健康を守り、市民が加害者にも被害者にもならず、安心して暮らせるよう対応などを進めていただきたいと思います。

そこで、①被害の実態についての認識は。

②強い香料の使用の自粛について。

③保育園・学校などでの対応はについて伺います。

次に、公共施設のトイレ芳香器の使用についてです。

1つ目の香害について調べていく中で、当市の公共施設で使用されているトイレ芳香器について気になる点が出てきました。使用している場所と使用していない場所があり、使用している場所は理由があり使っているのだと考え、香害とは別の質問として挙げさせていただきました。

身の回りに不必要な化学物質はできるだけ置かないこと、特に不特定多数の方が利用する公共施設において

は配慮が必要であることなども含めて、その必要性などのお考えも伺います。

具体的な質問としては、①使用状況と効果は。

②必要性の検証について伺います。

次に、庁舎内の子育て支援についてです。

子育てにおいては、男性が育児する環境を整えることは大切で、企業でも、子育ての当事者だけではなく、その上司の理解も進めていくためにイクボス宣言などを行っているところなども出てきました。

そこで、日本一子育てしやすいまちを目指す当市の職員はどのような状況か伺います。

①男性職員の育児休暇について。

ア、取得状況について。

イ、取得率を上げるための取り組みについて。

また、子育てしやすいまちは、保育に関するだけでなく、まち全体として子供たちのことを気にかけられるよう、またまち全体に広げるためには市役所内でも率先して子供連れの方への配慮をお願いしたいと考えます。

そこで、②来庁した子供たちへの配慮について。

ア、キッズコーナーの設置について。

イ、喫煙についてとして伺います。

次に、子ども家庭支援センターの一時保育の予約について伺います。

公民館や市民センターの部屋の予約がインターネット上でできるようになりましたが、一時保育の予約についても、申し込む利用者と受け付ける職員双方にとって効率よくできないかと思い、①現在の予約方法と課題は。

②インターネットによる予約ができないかについて伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、香害被害の実態についてであります。香る害と表記する香害に関する正確な定義は定まっていないようですが、報道等によりますと、洗剤や柔軟剤、整髪剤などの使用により、その香りが周囲に不快感を及ぼすことで、場合によっては健康を害する方もおられるとのこととあります。

市におきましては、現在のところ香害被害の相談は寄せられておりません。

次に、強い香料の使用の自粛についてであります。市におきましては香害についての相談は寄せられていないことから、使用の自粛には至っておりません。

今後国や関係機関からの情報に注視してまいりたいと考えております。

次に、保育園・学校などでの対応についてであります。市内保育園及び市立小中学校におきまして、香害により配慮を有する児童・生徒は現在のところ在籍しておりません。対応につきましても特別な対応は行っていないところであります。

次に、公共施設のトイレ芳香器の使用についてであります。市役所本庁舎での使用状況につきましては、市民の皆様の利用頻度の高い1階と2階のトイレに男子用小便器には自動殺菌洗浄装置を、また女子トイレに

は消臭芳香器を設置しております。効果につきましては、男子用小便器では悪臭のもととなる尿石付着の防止効果が、また芳香器では一定の消臭効果があると認識しております。

次に、必要性の検証についてであります。トイレを快適に利用していただくために、各施設の状況に応じて日常清掃や換気とあわせて必要最小限の芳香器を使った臭気対策は必要であると考えております。

次に、男性職員の育児休業の取得状況についてであります。男性職員の育児休業につきましては、昨年度1人の取得がありました。平成5年度に1人の取得がありましたので、それ以来の2人目の取得となっております。

次に、取得率を上げるための取り組みについてであります。職員が育児休業を取得しやすい雰囲気をつくるために制度の周知を図るとともに、職場におけます男性の育児参加に対する理解を深めるよう研修等の実施に努めております。

次に、来庁した子供たちへの配慮としてのキッズコーナーについてであります。1階の執務スペースの外側は一定の動線を確保すると余剰スペースはほとんどありませんが、受付待ちの椅子、ベビーベッド、パンフレットの展示など最大限の有効活用をしておりますので、キッズコーナーの新たな設置は難しいと考えております。

一方で、保護者と未就学児が訪れることの多い窓口では、縫いぐるみや絵本等を用意して個別の配慮を行っております。

今後フロア全体のレイアウト変更が可能な場合には、キッズコーナーの設置について検討してまいります。

次に、喫煙対策についてであります。市役所本庁舎内は受動喫煙防止の観点から完全禁煙としております。一方で、喫煙者への配慮としまして、庁舎敷地内に2カ所、喫煙場所を指定して分煙の協力をお願いしているところがあります。

今後も国や東京都の施策等を注視しながら、来庁した子供たちへの配慮も含め、受動喫煙防止対策に努めてまいります。

次に、子ども家庭支援センターの一時保育室の予約方法と課題についてであります。予約につきましては事前に登録をしていただき、窓口及び電話により一月先までの予約が可能となっております。また、窓口を設置してあります一覧表により、利用者の方が空き状況を容易に確認できるよう管理しております。

課題につきましては、予約方法の利便性の向上の検討が課題であると考えております。

次に、インターネットによる予約についてであります。インターネットによる予約は、一時保育を利用される保護者の利便性の向上が期待されますが、導入に伴う費用対効果を十分踏まえ、他市の導入状況等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

まず1つ目の香りの害、この日本消費者連盟の集会に参加したときに、普通の公の害と区別してなのか、香害という言い方をしましたので、私もそのように発音させていただきたいと思っておりますけれども、香害についてお伺いしたいと思います。

まだこの言葉はそれほど一般に広がっていないかもしれないですけれども、このことを今回私も取り上げる

ということで、周囲の方にいろいろ話をしますと、ああ私も気になっていたという声を非常に多く聞きます。

今回私が一般質問をしたことで担当の方も少しお調べいただいたと思いますけれども、市長の御答弁もお聞きしましたけれども、この消費者の相談など、特にまだ市のほうには相談が具体的にはないということですが、消費者相談の担当の地域振興課の方では、今回この香害についてどのような認識を持たれたのかお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 香害につきまして、今現状で申し上げますと、市の消費生活センターにも現在のところまで香害にまつわるような製品に対する被害の相談は寄せられていないというのが現状でございます。以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市内での状況はそのようだという事はわかりましたけれども、このことがほかの地域でも、全国的でもそういった健康被害などもたらされているというような事例が幾つか出ていますけれども、そういったことについて何か把握したりとか、今回のことでこんなことがあるよということがあったことなどありましたら教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 消費者庁や独立行政法人国民生活センターでは、商品に関する消費者への注意喚起が必要な事案が生じた際には適宜情報を発信するということがございます。そうした際に実態を把握することができるかと認識してございますが、現在のところ、香害に関する実態についての御報告というものは私どものほうには現在のところ伝わっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。実態の報告がないということですが、じゃ私のほうからちょっとどのような事例があるのか少し御紹介したいと思いますけれども、特に日常生活に非常に支障を来してきているというような相談の声や、登壇でも述べましたけれども、昨年度、電話相談を行ったところ、2日間で200件以上あって、電話が途切れなくて鳴り続けたというような話を聞いています。

具体的には、例えば隣の家の洗濯物から香りが香ってきて、それが非常に気分が悪くなって窓も開けられなくなった。それがきっかけで非常に香りに過敏になってしまって、化学物質過敏症というような症状も全国で100万人を超えていると言われてはいますが、そういった方が本当に外に出られないような状況になって、仕事もやめざるを得なくなってしまった、そういった事例も多くあるというふう聞いています。

また、児童や生徒でも、教室内でそういった香りが原因で学校に通えなくなった、別の部屋で授業を受けているというようなことを行っている学校とか生徒さんもいらっしゃるというような話も聞いています。

具体的な症状としては、頭痛やめまいや吐き気、喉の腫れ、関節痛、倦怠感などさまざまな症状があるというふうに言われています。こういったことが香りによって引き起こされる、その原因が香りといっても、その中に含まれる化学物質の微量な成分が健康被害を起こしているのではないかとというふうに言われています。ただ因果関係が明らかにされていないことから、国のほうでもなかなかそれが原因だというふうには言えないところもあって、実態からこういったことを問題視しているというのが現状だと思います。

こういった原因と因果関係がない中でも、実態の被害というのが各地域である中で、訴えがないからといってそれに対応しないでいいのかというのは私はちょっと違うと思うのですが、市として何か情報を提供するか、そういったようなことができることがないのか、そのあたりについてお伺いします。

○地域振興課長（大法 努君） 消費者庁や国民生活センターからの注意喚起、そういったもののチラシ等が提供された際には、私どももいたしましても窓口に掲出するという事は検討できるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 香害のことについてもう少しお尋ねしたいと思いますけれども、2017年7月、去年の7月にある石けん会社が行ったアンケート調査というのを見まして、その結果によりますと、人工的な香料のにおいで気分が悪くなったことがある人の割合というのが51%、約半分の方がそのようなことがあるというような回答をしています。

しかし、香り付きの製品を使っている、日常的に使っている方というのも8割ぐらいはいるということで、気分が悪くなくても気づかずに使っているというような実態がこの調査などでもわかるかなというふうに思います。

そんな中で、先ほどちょっとした事例も私のほうからお話ししましたがけれども、この化学物質過敏症でこの香害の被害に遭われた方は、以前はそういったことは特になく、自分ではそういういろんな香りがするのが好きでむしろ使っていた方が、ある日突然体の中の許容量を超えたんだと思いますけれども、敏感に反応するようになり、その後は本当に外にも出られないような状況で、本当に日常的な生活で息を吸うのも苦しいというような状況になっているというような被害が出ているというふうに聞きました。いつ誰がそういう状況になるかというのがわからないのが現状だと思います。

こういったことがあるんだということは、やはり私は市のほうで情報をもう少し収集していただき、市民に伝えていっていただく必要があると思いますけれども、もう一度認識をお伺いします。

○地域振興課長（大法 努君） 今御質問者からそういった被害に遭われている方の日常的な生活に苦しいというようなお言葉もちょうだいしたところでございます。そうしたことが、市ではたとえそういう消費者被害ということで相談がなくても、私ども市、消費者センターには全国で寄せられた消費者被害に関する情報が必要とあれば確認ができる、また消費者庁、国民生活センターから情報がおりてくるということもございますので、私どもといたしましても、そういうものに関して情報があった場合には市民の皆様提供できる、そういった体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 国からの情報だけじゃなくて、今インターネットを開けばたくさん情報が載ってますので、ぜひそういったところも見てくださいと思います。実態、国のほうは本当に因果関係がないとなかなかはっきりしたことが言えないというような状況で、集会などでも国のほうにもいろんな要望書なども出すというようなところの集会に私も参加しましたがけれども、やはりまだ因果関係がはっきりしてないということで、国のほうもなかなか動きがとれてないというような状況も聞いています。そういった中で、やはり実態のほうを私はしっかりと把握していく必要があるのではないかなというふうに思います。

各自治体でも、そういったことで香りについて自粛のお願いをするというような動きも出ています。全国でも40カ所ぐらいはそういったポスターなどを作成して周知をしているというようなことも聞いていますので、ぜひそういったことも参考にさせていただいて、当市でどのようなことができるのか少し考えていっていただき

たいと思います。

では、先に行きまして、保育園や学校などでの対応についてお伺いしたいと思います。

特にこの香害については、香りというのは脳に直接影響を及ぼすというふうに言われていて、さまざまところでも研究がだんだんなされていて、体が小さい子供のほうがその影響を大きく受けるというふうに言われています。特に保育園や学校などでそういった強い香りのものを控えて使ってほしいというようなことがほかの地域でも行われているところもあります。

例えば保育園とか学校は教室など狭い空間にたくさんの子供たちがいて、閉鎖的なところで長い時間過ごすというようなことにもなっていますので、そういった影響も非常に出てくるのではないかとというふうに言われていて、今例えば中学生ぐらいになると日焼けどめを塗ったりとか、制汗剤をしゅっしゅつとやったりとか、文房具にもいろんなにおいがついてたりとかということで、ひどいときにはもう教室でいろんなにおいがしてるというようなお話も聞きます。

そういった中で、やはりそれが非常に苦手なお子さんですとか、あるいは御答弁の中でもそういう配慮をする児童や生徒はいないというふうに言っていましたけども、その症状が出なくてもやはり出方というのはいろんな体の体質とかもあると思いますけども、その症状が出なくてもその影響はそれぞれ受けているというふうには私は考えます。そういった中で、やはり多くの方が過ごすような場所では配慮をしていていただきたいなというふうに思います。

例えば学校の給食着などの洗濯も持ち帰って順番に洗濯していくわけなんですけれども、それでその香りの強い柔軟剤のようなものを使った給食着が次に回ってくると、その給食着が一つ家の中にあるだけですぐにおいがして、それで気分が悪くなったというような話も聞いてます。そういったところも配慮していく必要があるかと思えますけれども、保育園や幼稚園や学校などでそういったことを、香りの自粛ということについてなにか伝えられるようなことがあったら教えていただきたいと思えます。

○**保育課長（関田孝志君）** 保育園につきましては保護者の方がお子さんを送ってくるわけですが、そのときに保育士のほうがお子さんの衣類であったり、お母さんの衣類であったりというので特に香りが強くて気になるなというような状況については個別に対応させていただいて、においの強いものは控えてほしいということで対応はしているところでございます。

以上でございます。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 学校におけます給食配膳時に使用される白衣ですとかエプロンの関係につきましては、給食当番のお子様は週に終わりますとおうちに帰ってほかの御家庭での洗濯物と一緒に洗濯してもらっているというふうな状況でございますので、その際に香料の強いもの、柔軟仕上げ剤についてはちょっと控えてほしいですとか、そのような特段の指導については今の段階では行っていないという状況でございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 私の子供も中学でお世話になったんですけども、数年前にそのことでお便りをもらってきたんです。学校のお便りをもらってきて、そのことをちょっと確認したら、特に市のほうでは把握してないような感じだったので、学校独自のお便りだったのかもしれないですけども、ちょっと私もいつの時点だったのかっていうのが今ちょっとはつきりと覚えてないので確認ができてないんですけども、そういったお手紙が一度出たなというような記憶をしています。そのお便りで罰せられるとか、そういうことではないと思えますけれども、やはりちょっと注意を促すというか、ああそういうことがあるんだなということは私もその時

点で気づかされましたので、やはりそれを実行できるかできないかというところはその御家庭にもよると思いますけれども、やはり注意をしていくというようなことも必要なのではないかなというふうに思います。

特に中学生ぐらいになると、先ほども言いました制汗剤ですとかそういったことで、その使用の仕方ですとか、そういったことを少し養護教諭のあたりですとか、あと保健だよりなどのことで生徒自身にも少しそういった健康とあわせて使い方などを教えていくということが必要だと思いますけれども、そういったことを少し話題にさせていただくことはできませんでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 今回の御質問いただいた際に、今まではこういった調査とかはしたことはなかったわけですが、各学校での取り組みということで把握をさせていただいた中で、ある中学校の副校長先生のお話では、やはり部活動なんかやる際に着がえのときにやはり制汗剤、汗をふきとるための、そういったものについての使用については余りにおのきつくないものを選べよというふうな形のそういった指導もされているところもあるようでございますので、そういったこともほかの学校、部活なんかの生徒さんにつきましてはそういう対応も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 新潟県の上越市のほうで調査した学校での調査の結果を見たんですけれども、そちらのほうでアンケート調査などをしていて、年齢が小学校から中学3年生まで、小学校1年生から中3まで順番にアンケートをとってるんですけれども、年齢が高くなるにつれてやはりそういったことをしっかり認識するのか、そういった香りのついた商品を使用して気分が悪くなったことがあるというようなことを回答する子が2割ほどいたというふうに聞いてます。

そういった実態はかなり進んでいると思いますので、機会がありましたら私はやはり子供たちを対象に本当にアンケートなどの調査を行っていただきたいと思います。実態の把握をしていくことでその対応もできるかと思いますので、機会を見つけて行っていただきたいと思います。個別にアンケートをとることが難しいのであれば、例えば年度初めに保健カードや健康カードなどを記入する機会があると思いますけど、そういったところの一つ項目として、香りつきの商品などで気分が悪くなったことがありますかというような項目を一つ入れていただくことでやはりそういった実態も把握できると思いますので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

この人工的な香り、先ほど私、壇上で、日本消費者連盟による香害の定義をちょっとお話ししましたら、体臭は含まれないというところに何人かの方が反応してくださったんですけれども、やはりここでのいう香害というのは人工的につくられた化学物質に困ってるということです。そのことについて今現在まだ規制をするような体制にはなっていないので、自分自身が身を守って、またそれを使うことによって人にも被害を与えるかもしれないということをやはり私はいろいろところで情報として提供していく必要があると思いますので、ぜひそのあたり、これを機会にいろいろところで調査などをしていっていただきたいと思います。

1つ目の香害については終わりにします。

2点目の公共施設のトイレ芳香器の使用についてに移りたいと思います。

こちらにつきましては、資料を準備していただきましてありがとうございます。

もともとはこの質問をしようと思ったのは、先ほどの香害について調べていく中で、芳香器というのは影響はないのかなというようにところから発想したわけなんですけど、この芳香器については以前から予算書の中でもちょっと気になっていたもので、本当に必要なものかどうか疑問に感じましたのでちょっと項目を分けて質

問をさせていただきます。

このトイレの芳香器について、いろんな施設にばらばらと入っていますけれども、導入の経緯などまず教えていただきたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 導入の経緯ですが、記録として、資料にございますように、各施設で年度が書いてありますが、はっきりとしたものはございませんが、ただ特に尿石除去といった対策、においのもととなる尿石除去に対してはかなり効果があるということから、施設のほうで施設保護という観点から芳香器も一緒に導入をしたのではないかとということが考えられます。また、施設によっては、換気扇はあるんですけど窓がないというような中で設置を考えたということも聞いております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 設置をしてるところとしてないところというのは、今御答弁のありました換気が行き届いているかどうかというようなところもあると思いますけれども、何か基準などがありましたら教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 特に基準はなく、各施設からの取りまとめで賃貸借契約ということで年度ごとにやっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ここに挙げていただいたのはレンタル式の設置型のものだと思いますけれども、これを設置してないところに関しては何か、例えば置くタイプの芳香剤を使ったりというようなことはあるのでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） そのように認識をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、この設置しているものに関して、やはりちょっと先ほどからの流れで、どのような成分が使用されてるのかとか、そういったところが少し気になる場所なんですけど、そのあたり、芳香剤の中身といいますか、その成分については把握をされてますでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 仕様の中でその点につきましては、法律の安全性基準に適合していることということで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等ございますので、そちらは確認をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も少し調べさせていただいたところでは、長年使われてる実績などもあったりとか、それほど強いものではないというふうには見えていますけれども、気になるのが、この一覧の中でも子ども家庭支援センターですとかきよはら児童館とか、やはり子供たちが中心にすごく長い時間過ごすような施設については、私は本当に必要なかどうかということが疑問に思います。できれば使用しないで清掃などで対応していただけたらと思いますけれども、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） この芳香器等についての使用を開始した経緯というのがちょっとまだ私どものほうでは把握、その当時のどういう経過で導入したかというのはちょっと今になってはわからない部分ではございますけれども、こういった芳香剤の使用によりまして、窓がなかったり、それからそのトイレの状況によりましてトイレのにおいとかってというようなことで、そういった苦情とか御意見等いただいて設置をしてきたものかというふうに考えております。

もしこの芳香器を使わなくなった場合に、その後どのぐらいまたトイレの臭気等が発生して、市民の方がまたそういったところで非常に困るといったようなお声が出てくるかというのがちょっとわからない状況でございますので、そういったところも含めて検証は必要となってくるというふうを考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 特にその子供に関する施設については念入りに行っていただきたいと思います。

清掃も強い薬剤でなくても石けんや重曹やクエン酸など使用する方法もあるかと思っておりますけれども、今回このことで調べていく中で、今後施設の管理のあり方というのも昨日の補正予算の中で包括的な施設管理に移っていくというようなことが説明がありましたけれども、そういった中でもやはり今度は事業者がそれを行っていくようなことになっていくと思います。

そういった中で、ちょっとこれは通告してないので御答弁は結構ですけれども、やはり施設管理をしていく中で不要な化学物質というのをなるべく使わないような方向で徹底していただきたいと思います。

公共施設にはさまざまな方が利用されていく、その中でやはりこういった微量な化学物質にも非常に敏感な方がいらっしゃる、そしてそれが、敏感な方は症状に出ますけれども、それではなくてもやはり何らかの形で体の中にいろいろな影響が起きてくると思いますので、そういったところをなるべく排除していくような方向で取り組みを進めていっていただきたいと思います。

このトイレの芳香器に関しては、施設もかなり老朽化している中で、ある程度は有効なのではないかなというのは私も思います。短期的にはこういったことも必要だと思いますけれども、やはり長期的な方向性として、これを入れればいいんだということではなくて、清掃で行き届かないようだったらやはり改修を進めていくというようなことを前提に考えていくべきだと思いますけれども、市のお考えをそのあたりをもう一度伺いたいと思います。

○総務部長(阿部晴彦君) 施設の改修ということで、抜本的な対策が必要になった場合には非常に大がかりなこととなります。

今後公共施設全体の整備の計画あるいは財源、予算等の課題等もございますので、そのようなことも踏まえながら、現状できることとしては日々の行き渡った清掃、そして利用者が不快に思わない、快適だと思われるような施設の現状の維持ということをきちんと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほども申し上げましたように、短期的にはそういったところに対応することかなと思いますけれども、今後の包括的な施設の管理などに際しては、繰り返しになりますけれども、やはり化学物質をなるべく持ち込まないような清掃のあり方なども含めて検討の中に入れていただきたいと思います。

それでは、次の3番目の庁舎内の子育て支援についてに移りたいと思います。

子育てしやすいまちづくりとして、市役所も私は率先してさまざま取り組んでいただきたいなというのがあってはすけれども、先日、厚生文教委員会の皆様と一緒に視察に訪れた愛知県岩倉市というところに、子ども条例のことで視察に行ったんですけれども、市役所1階のロビーのところに中学生が遅くまで勉強できる机が幾つか置いてあったりとか、階段の下を利用してキッズコーナーを設けていたりとか、市役所に入った途端に全体で子育てを応援する、子供が育つ環境を支えているというような雰囲気が感じられました。

当市では子育て支援を進めるということですが、そういった取り組みがどこまで行っているのかということで今回質問させていただきたいと思います。

まず最初の男性職員の育児休暇についてなんです、市長の御答弁にもありましたように、昨年1人、その前はずっと以前に1人ということで、長い間取得者がいなかったということですが、この育児休暇というか育児休業というのですか、育児休業とあと休暇というのがあると思いますけれども、そのあたりの制度と、それからその休暇のほうの取り組み、実績なども含めて少しお伺いしたいと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 子育てに関する休暇休業制度に関してでございますが、先ほど答弁にございました、こちら育児休業というふうに呼んでおります。これは休暇とは違うものでございまして、大きな違いは給料が支給されないということが大きな違いでございます。そのかわりに共済組合からの手当が支給されると。おおむね6割程度の手当として支給がされるということになっております。

これ以外に子育てに関する休暇制度というのもございまして、特に男性職員を対象とするものとしたしましては、出産支援休暇、それと育児参加休暇、こういったものがございます。

実績といたしましては、昨年度でございますが、出産支援休暇に関しましては職員11名が取得しております。それと、育児参加休暇、こちらにつきましては6名の職員が取得をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 育児休業の方が昨年1名、それから出産支援休暇と育児参加休暇が今おっしゃっていただいたところだと思いますけれども、その対象となる方の人数で大体何割というか、何%ぐらいの取得率というのが計算できると思いますけれども、その対象者の方の人数と、それからパーセントまでわかたら教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 対象者でございますが、全体で13名の対象者となっておりますので、それぞれ率にして申し上げますと育児休業が7.7%、出産支援休暇が84.6%、育児参加休暇が46.2%、以上でございます。

○4番（実川圭子君） こちらのほうは特定事業主行動計画という市がつくってる計画に目標値なども挙げられてると思いますけれども、目標値について教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 特定事業主行動計画におきましての目標値ということでございますが、育児休業に関しましては、これは男性の場合ですけれども、具体的な率というのは定めておりませんで、実績として休暇を取得——休業を取得する者を出ることを目標としております。

それともう一点、出産支援休暇、こちらにつきましては目標としては100%の取得を定めております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 昨年ようやく育児休業の方も出たということですが、まだ1名ということなので、今後そういった方をふやしていく取り組みといいますか、どのようなことを考えてこの目標値に近づけていくのかということなども含めてお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） 特に男性職員の育児休業ですとか、先ほど申しました育児参加休暇、出産支援休暇に関しましては、まずこういった休暇制度があるということの周知が大切であるというふうに考えております。

それとともに、職場におきまして、残念なことではございますが、まだやはり男性が長期にわたって休暇を取るということに関してのなかなか抵抗といいますか、そういったものがございます。こういったことに関して研修等を通して職場での理解を求めるといような取り組みをしてみたいと思います。

以上です。

○4番（実川圭子君） 子育てしやすいまちづくりを目指す市としては非常に寂しいなというような感じがするんですが、5月15日の市報に、これは男女共同参画川柳の発表のことで、その最優秀の川柳にイクボスという

言葉が入ってたので、その注釈としてイクボスというのはどういうものかという注釈つきで出ていたのですけれども、こういったことが市長を初め、率先して部長、課長がイクボス宣言していけば、またこういったことも広がっていくのかなと思いますけれども、そのあたりの御認識をお伺いします。

○副市長（小島昇公君） イクボス宣言ということでございます。

現在日本一子育てしやすいまちづくりというのを市長が大きな施策として掲げて事業を推進しているわけですが、一定の評価はいただいているのかなと思っております。

その中で、市役所内におきましても、育児休業の取得の率は先ほどのように7.7%ということで決して高くないのかなと思いますけれども、そういう制度を取得する権利を男性職員にも奮って活用してほしいという話は常々してございます。ですから、出産等に際しましては積極的にお休みをとっていただいているんだというふうに思っております。

イクボスといいますと、部課長含めて年齢的に育児に直接というところと少し離れてくるかなというところもあるわけですが、個人的に自分の昔を振り返ったときに、やっぱり子供ができて、育児には自分の持っている時間の中の子供のために充てがえる時間は100%そこに充てたという自信を本当は私は持って今までずっときました。

そして、子供がまた子供をつくる、また孫の代になったときに初めて、二十何年たってからですけども、子育ての話をしているときに、子供の立場で言うと、お父さんは子供の持っているたくさんの中この部分しかなかったと言われたときに、正直言って愕然としました。妻も、私はそういうつもりでいたんですけど、やはりお父さんは仕事でほとんど家にいないと言われまして、ここで愕然としたわけですから、休暇表等が来たときに、私どもは休みは、時期変更権はございますけれども、ノーと言ったことは正直言って記憶の中にはないんですね。積極的に仕事のやりくりをしながら、そういうところには休んでほしいというお話をする中で、やはり自分の部下にもそうしてほしいという話を、市長からも言われておりますから、積極的にそういった施策は引き続き進めていきたいと。

宣言につきましては、宣言を掲げるだけということはちょっと余り効果もないと思いますので、実際の中で皆さんにそういう気持ちを持っていただいて、お休みを取って、子育てのよさを実感してもらいたいと思います。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今副市長がおっしゃったとおりでございます。これが現実でございますね。私のほうは多少夢っぽいところかもしれませんが、まず第一に、育休という意味でしっかりと取っていただくには、人をふやさないとだめだなと思ってます。今のまま休むっていうのは非常にきついものがあるのではないかなって職員は思ってるのではないかなというふうに思います。人を今定数で476名としてますけど、これを476名を490名とか、そういうふうにすればもっともっと十分に対応できるのではないかなと思ってますけど、ただ現実としては、今小島副市長が言ったのが精いっぱいかなと、つらいところですけども、そんなところかなというふうにも思っています。

制度的なもの、いろんなことはありますけれども、やはり最後は人ということになりますので、それぞれの人をお互いが信頼し合いながらということで、一生懸命やっていければなと思ってございます。

それから、イクボス宣言ということでですけども、イクボス宣言、確かにそうかなというふうにも思うんですけど、ボスだから上司ですよ。そうすると、50とか、孫がいるから孫育休暇なんていうのをやるとイクボス

っていうのはなくなるんじゃないかなというふうに思っています。二世、三世で東大和に住んでいただくという意味では、そんなことも考えられるかなと。皆さん孫がいるっていう方もおいでになるんじゃないですか。孫と一緒に生活している、そういう上司に孫育休暇ということで、そんなことも考えられればなということでございます。

いろいろとそのほかにもまだまだたくさんあるんですけど、あんまり言ってもあれかなというふうなこともございますので、そんなふうを考えたりしてます。

課題としては、大きな課題、いろいろとありますけども、少しずつ一生懸命、解決に向けて努力はしていきたいなということで、いろんな手だてが考えられればというふうに思っておりますので、御協力のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○4番(実川圭子君) 思いはよくわかりましたけれども、思いとまたこの行動計画っていうのも、市がつくった計画ですから、それを実践していくためには具体的な取り組みも必要ではないかなというふうには私を考えます。

昨年の第1回の定例議会ではほかの議員の方がこのことを取り上げている中で、なかなか育児休業を、お給料が減額になるということで取りづらいつい環境を改善するために、期末勤勉手当のことを工夫していきたいというような御答弁があったのを議事録で確認をしたところなんです、そのことについて何か工夫した点などありましたら教えてください。

○職員課長(矢吹勇一君) 育児休業の取得に伴います期末勤勉手当に関してでございますが、これ今議員おっしゃいましたとおり、既に改正はしてございまして、改正後に関しましては、1カ月以内の育児休業を取得した場合には期末勤勉手当は減額されないというふうに制度改正を既にしております。

以上です。

○4番(実川圭子君) そのようなことの効果も、今回1人出たということはそのような効果もあったのではないかなというふうに捉えましたので、またできるところ、さまざま工夫して取り組んでいっていただきたいと思っております。

それから、特定事業主行動計画についてなんです、この取得率ですとか、その結果を公表していくということがこの特定事業主行動計画、女性活躍推進法のもとでつくられているというふうに考えてるんですが、その中でも、法律の中でも公表をしていくということが定められていて、他の自治体などを見ると毎年度取得率はどうだったというような公表を、結果をホームページ上などでほとんどの自治体が公表しているわけなんです、残念ながら東大和はそれを行っていないのですけれども、そのことについてお考えをお聞かせください。

○職員課長(矢吹勇一君) ただいまお話がありました女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画、こちらにつきましては平成30年3月31日、一昨年度制定しております。

この制定後の昨年度の実績に関しまして、まだちょっと公表が、手をつけられてございまして、こちらにつきましては早急にホームページなどで市民に結果を公表できるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私の手元にあるのは平成28年3月31日というものなんです、今の御答弁だと30年3月31日とおっしゃったのはどのものでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 申しわけございません。私の勘違いでございます。28年3月31日におっしゃいますとおり計画を策定してございますので、28、29年度の実績が既にご手元にはございますが、こちらについてはまだホームページ等での公表ができてございませんので、こちらにつきましては早くにホームページで公表できるように手続を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひお願いいたします。

さまざま聞いてきましたけれども、やはりいろいろ難しいところもあるかもしれないですけれども、育児休業を取ることで、実際に子育てにしっかり向き合っていただくことで子育て支援の現状というものも把握できて、その後の子育て支援の施策へも反映できると思います。市がそうやって率先して実行していく姿を市民の方はしっかりと見ていますので、ぜひ今後も積極的に取り組みが進むようお願いいたします。

次に、子供たちへの配慮についてお伺いします。

庁舎内でも赤ちゃん・ふらっとの整備は非常に立派なものを市役所の中につくっていただいていたよかったです。

それにプラスしてもう一つ、もう少し年齢が上の子供たちが付き添いで来庁したときに、飽きてしまって泣いているような子も見かけたりはするんですけれども、多くの自治体にいろいろ行ってみると、キッズコーナーを設置してるところ、ふえてきているような状況を見るにつけ、やはり子育てしやすいまちの印象としては、そのキッズコーナーがあったらというのが私の感想なんですけれども、御答弁の中で、スペースの問題とか、あと窓口でいろいろ工夫をしているという現状はお伺いしました。

一つ、こういうことはできないかということをお伺いしたいんですが、庁舎の1階の子育て支援部の前に中庭があるんですけど、そこに通じる扉が開くようにはなっていると。中庭の一部の部分を、2階が少し張り出して屋根のようになって、今はベンチが下に置かれてると思いますけれども、そのあたりをパーテーションか何か、壁のように区切るとちょうどいいスペースができるのではないかなというふうに思うんですけれども、そのような使用ができるかどうかお伺いします。

○総務部長（阿部晴彦君） 今お話のございましたピロティ、外の軒下の部分の活用という御提案だと思いますが、キッズコーナーを設置するならばということで考えてみますと、さまざまな市の取り組みなども参考にする中では、やはり安全が最優先だと考えております。

具体的には、例えば手続や御相談でお見えになった保護者の方が窓口でいろいろ書類とか、職員と対応しての中で、そういうときも保護者の視界の中にはお子さんの様子が目に入る、あるいは場合によっては声をかける、あるいは子供のほうから声をかけられると、そういうようなやはり安全な中でのキッズスペースの設置というものが求められるんじゃないかなというふうに考えております。

そういう面では、なかなか、先ほど市長の答弁にもございましたように、現在の、特に1階の執務スペースの部分では外側はさまざまな活用を既にしておりますので、ピロティということも確かにスペースはあるんですけれども、このキッズコーナーとしては、少しやはり手続をする際、あるいは相談してる際に保護者の方から離れてしまうということからいかなかなという認識は持っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） キッズコーナーのイメージがちょっと私とはちょっと違うのかなというふうに感じたのですが、多くのほかの自治体の庁舎などでも、特に手続をする間に横で過ごせるような場所という

ような確保のされ方はしていなかったと思います。来庁して、手続のときはやはり近くにいないと目が離れてしまうので、そういったことには、親が手続してる間あっちで遊んでてねっていうような場所じゃないと思います。一緒に来たときに手続をして、する前ですとか終わった後に、少し飽きちゃうので、じゃここで遊んでいこうねというような形で、基本的には保護者同伴で遊ぶようなスペースというふうには私は捉えているのですが、そういうことでないとちょっと設置は難しいかなというふうには思います。

もちろん危険がないような状況というのは必須だと思いますので、さまざまそういったことを工夫をさせていただいて、ぜひ、私はあそこの場所がいいかなと思いますけれども、ほかの場所でもできるところがあればそちらでも構いませんので、ぜひどこか適切なところを選んでいただいて、引き続きそれができるように検討していただけたらと思います。

場合に応じては、その場所に保育コンシェルジュの方とか相談できる方などがいて、子育てひろばみたいな雰囲気になれば、もうそれは本当に子育て支援に熱心な市だなというのが一目瞭然でわかるようなところになるかと思うので、どこまでできるかわかりませんが、ぜひ私は子育てしやすいまちの第一歩として市役所にこういったコーナーは必要だというふうに考えますので、御検討よろしく願いいたします。

次に行きまして、子供たちへの配慮の一つとして、喫煙についても取り上げさせていただきました。

東京都のほうでも受動喫煙の防止条例のことが進んでいるところですが、市役所では中庭のところにも2カ所喫煙コーナーを設けています。この市役所の中庭は結構小さいお子さんが走り回ったりとかする場所にもなってると思いますけれども、その喫煙コーナーの煙というのが中庭のほうに広がらないようになってるのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在課税課の前と福祉部の前のところに1つずつ設置をしております。扉がついておりますので、その中で吸っていただく分には外に煙等は出ないというふうを考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 上部の部分がちょっとあいてるというふうに見えるのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 一度に多数の方が吸われた場合には、煙等も実際機械等で処理をしてるわけではございませんので、そういったところから漏れ出るとはあるとは認識はしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も今回改めて見て、ああそこがあいていたというのが実は知らなかったんですけども、余り気にはならなかったというのが正直なところなんですけども、中も特に煙を吸い込むような灰皿でもなかったですし、あと、今回どうしてこれを取り上げたかという、非常に気になったことがあって、先ほど御答弁で中で吸ったらというような言葉がありましたけれども、最近なのか、その前で吸ってる方が非常に多くて、おまけに灰皿も外まで出たりとかして、じゃこの喫煙コーナーは何なんだろうというふうには私は思うんですけども、本当にこのことについては私はちょっとモラルの問題かなというふうにも考えてしまうのですが、こういうような姿を見ると、やはり子連れの者としては、喫煙者には甘くて子供には厳しいような市役所なのかなというふうに見えてしまうのですが、そのあたりもう一度お伺いします。

○総務部長（阿部晴彦君） 市役所の中では、庁舎の中では完全禁煙としております。それは受動喫煙の防止の観点でございます。

また、庁舎の敷地の中では2カ所場所を指定して、分煙の御協力をいただいておりますので、今お話があっ

たような事案があった場合にはまた注意を促す、あるいはここで灰皿は外に出さずに吸ってくださいというようにことでより周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） あともう一点なんです、庁舎内ではなかったんですけども、市内のあるところで職員の方が火のついたたばこを手にしたまま自転車で走り去っていったのをちょっと脇で気がついてしまいました。こういった行動は取り締まるとかという問題ではないと思いますけれども、私は子育てしやすいまちを目指す職員として恥ずかしい行動だと思います。

職員の皆様に、本当に子育てしやすいまちの職員である自覚を持って私は行動していただきたいと思います。市民の方はよく見えています。子育てしやすいまちと言われて転入してきたけれども、がっかりして数年後転出してしまうというようなことがないように、ぜひさまざまな点で、子育て支援部は非常に頑張っているというのはよくわかりますけれども、市全体として職員全員がそういった心がけで施策を、子育てしやすいまちとして自覚を持って取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、最後、4番目の子ども家庭支援センターの一時保育の予約について伺いたいと思います。

こちらのほうが、現在の予約方法と課題について、もう一度教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターの一時保育室の現在の予約方法と課題でございますが、現在予約方法、受付は窓口と電話で行っております。一月先まで予約をすることができますが、予約に当たりましては事前に窓口で登録をしていただきます。その後、予約の場合ですけれども、一月先の日を予約する場合は、9時から受付を開始いたします。電話受付の場合は10時からになります。電話は仮予約となりますので、1週間以内に窓口でカードへの受付をお願いしております。9時の受付時点で10人を超える方がお待ちの場合は抽選となります。抽選に外れた場合は、待っていらっしゃる順番にキャンセル待ちを御希望の場合は登録することができます。

1カ月先の日までの間の日の予約の場合は、8時30分から窓口及び電話で受け付けております。空き状況に関しましては窓口の一覧表で管理をしております、常時最新の状態で状況を管理できるようになっております。

課題でございますけれども、やはり登録が必要であり、さらに受付自体を窓口あるいは電話で行った場合でも窓口にお越しいただくというところで、少々お手間をおとりいただくようになっておりますので、そちらのほうを簡便にしていこうというところを検討していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 一時保育を利用される年代のお母様というか保護者の方は、割とインターネットなども利用される世代だと思いますので、なかなか窓口は何回も行ったりということが、まして小さいお子さん連れて一緒に行くというのは非常に大変なのではないかなというふうに思いまして、今回もう少し予約がすっきりとできないかなと思ひまして質問させていただいております。

今御答弁いただいたように、簡便にもう少しできないかということですが、どういったことが考えられるか、今工夫が、どんなことができるかっていうのが具体的なことがありましたら教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 今現在の状態からなるべく早く何か簡便化するというところでは、申請書あるいは個別票等、御提出いただく書類があるんですけども、そちらのほうはホームページのほうからまだダウンロードできるような状態になっておりませんので、そちらがホームページからダウンロードしてあらかじ

め御記入いただいております。お越しいただけるようになれば、窓口にお越しいただいたときに時間が少なくて済むのではないかと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その申請書のダウンロードについては、何かそういうふうにはできない理由というか、切りかえることは大変なことなのではないでしょうか。すぐにできるようなものなのかちょっとお伺いします。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) それほど時間がかかるものではないので、対応をすることは可能と考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) できるところから一つずつやっていただけたらと思います。

それから、窓口で予約の一覧表ですか、そういったことが置かれてると思います。先の予約をしたかったら1カ月前に行くことにはなるとは思いますけれども、その後は電話で予約ができるという中で、窓口に行くとき空き状況は見られると思いますけれども、例えば電話で受付をしたようなときにも、その受付した結果、その後の事務処理というんでしょうかね、その中でインターネット上で管理すれば空き状況などもネット上で管理ができて、窓口でも表示ができるし、家にいても、ああ、ここあいてるなというのがわかると思います。予約自体を電話で最終的にはしなくてはならないかもしれないですけども、その空き状況などをチェックできるような形でデータ化するというか、インターネットで管理ができないかなというふうに思いますけど、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 空き状況のデータ管理というお話になるかと思いますが、今の状態から、今の一時保育室の状況が空き状況としてわかるページをつくるという形になりますので、そちらになりますとやはりパッケージソフト等の導入が必要になるかと考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 利用している保護者の方からは、そういったことの要望ですとか何か御意見などいただいていることがありますでしょうか。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 利用されている保護者の方からインターネット上で見られたらというような御要望をいただいたことはございません。

以上です。

○4番(実川圭子君) 受付に関しても窓口で最終的には申し込み、電話で申し込んでも最終的には窓口に行くわけですね。そういったことに関して、ネット上で予約ができたらというようなことの御意見などは特にはないでしょうか。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 現在までの間、ネットでの予約の御希望をいただいたということを聞いてはおりません。

以上です。

○4番(実川圭子君) そちらのほうには届いてないかもしれないですけども、私の周りではそういったことができれば非常に助かるというふうなお声もいただいております。全体、インターネットで管理するとなるとまた費用的なものも出てくると思いますけれども、公共施設の公民館ですとか市民センターの部屋の予約がインターネットでできるようになったのに、どうしてこちらはできないのというような御意見などもいただいておりますので、様子を見ながらできるところからやっていっていただけたらなというふうに思います。

今回このことを質問をしたかったのは、小さな子供をやっぱり連れて行ったり来たりすると、非常にそれだけでも大変だろうなというふうに思うのですけれども、本当に小さなことかもしれないですけど、先ほど最初の申請書のホームページからダウンロードできないでとりにいくというお話も、本当に一つの小さなことかもしれないですけども、そういうことがちょっと大変だなという思いが先に来てしまうと、せっかくいいサービスをしてても負担だなというふうに思ってしまうかねないと思います。そういう小さな負担の積み重ねがストレスになって育児って大変だなとか、そういうふうになってしまうと思いますので、そういった子育てしやすさを実感するためには、そういった小さなことでも一つずつ解消できたらなという思いがありまして質問させていただきました。こういったことも少しずつ改善しながら進めていただけたら、子育てしやすいまち、ますます実感が湧くのではないかというふうに思います。

以上、さまざま述べさせていただきましたけれども、これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 野 志乃夫 君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、玉川上水駅の自転車等駐車場の改善についてということで、有料化を実施以降、多くの要望に対してどのような対策を結果的に行うことになったのかということについて具体的に伺わせていただきます。

2番目として、都営向原団地創出用地への特別支援学校問題についてであります。

平成30年第1回定例会以降の東京都との交渉はどうなったのか。

単前に前議会で既に一般質問しましたが、これはいろいろ多くの父兄の方、父母の方、またいろいろ障害者関係の団体の皆さんもやはりあそこに早くそういうものができるのであれば設置してほしいという要望を多く聞いておりますので、具体的な点がどうなったかを伺わせていただきます。

3番目に、市民の安全・防犯対策についてであります。

児童の交通安全対策の実情とその対策について。

2番目に、市民からの防犯上の相談やその対策はどうなってるか。

3番目に、警察や防犯関係機関との連携はどうなっているかについて伺わせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、玉川上水駅の自転車等駐車場の対策についてであります。玉川上水駅周辺の

公共自転車等駐車場につきましては、平成29年11月からの有料化実施後、収容台数の不足が発生し、改善の御要望が多くありました。その解消に向けて定期利用枠の拡大を図るとともに、鉄道事業者に対しまして収容台数の増設を要請し実施していただきましたが、現在も一時利用箇所が満車になることがありますことから、一時利用台数の増設を検討してるところであります。

次に、特別支援学校の設置に係る東京都との協議の状況についてであります。平成30年第1回定例会以降の協議としましては、平成30年4月から2回の協議を行っております。

協議の内容は、平成29年度に提出した特別支援学校建設に係る仮要望事項のうち、東京都負担による雨水貯留施設を整備することについてであります。進展はありません。

次に、児童の交通安全対策の実状とその対策についてであります。児童が安全に安心して学校に通えるよう、市内の全ての小学校において地域住民の方によるスクールガードが組織され、年間を通じて通学路などで見守り活動を行っております。あわせて、児童の保護者の方々においても、学期の初め等、見守り活動を行っております。

課題としましては、スクールガードとなられる方々の高齢化が進んでおりますことから、さまざまな機会を通じて新たに協力をしていただける方を募集してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市民からの防犯上の相談とその対策についてであります。相談としましては、不審者や特殊詐欺への対応についての相談が多いと認識しております。

対策としましては、安全安心メールによる情報提供のほか、不審者につきましては青色回転灯パトロールカーによる重点パトロールの実施や防犯看板の設置、特殊詐欺につきましては留守番電話機能の活用等のアドバイスをを行っているところであります。

次に、警察や防犯関係機関との連携についてであります。市では、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的に、東大和警察署や東大和防犯協会などの関係機関で構成される生活安全協議会を適宜開催しております。この中で各種施策の推進状況や情報交換を行い、関係機関相互の連携に努めているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**教育長（真如昌美君）** 児童の交通安全対策の実情とその対策についてであります。通学路の見守り活動につきましては、市内の全ての小学校にスクールガードが組織され、地域住民の方々が学校に登録した上で、主に通学路において交通整理等をしながら見守り活動を行っております。また、保護者の方々も学童交通擁護ボランティアとしてPTA等の活動を通し、学期の初めに見守り活動を行っております。

最近では、スクールガードの方々の高齢化が進んでおり、体調的な面から十分な活動ができないとの声を聞いております。このようなことから、教育委員会では、教育委員会だよりや学校だよりへの掲載などさまざまな機会を活用し、地域において子供たちの安全を見守っていただけるよう幅広く募集を行ってまいります。

以上でございます。

○**2番（中野志乃夫君）** まず玉川上水駅の自転車等駐車場の改善についてであります。

一時利用の増設ということを検討いたしますか、考えているということですけども、実際現状が何台で、何台分くらいふやす予定でいるのかを教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 玉川上水駅周辺の自転車等駐車場につきましては、昨年の11月1日に整備台数を2,882台で整備をしてございます。その中で定期利用が1,836台、一時利用が1,046台でございました。

その後、鉄道事業者が増設をしたりですとか、それから市のほうでも整備センターのほうと協議をしまして定期枠の割り増しをして定期利用が現在1,960台、一時利用が1,115台の3,075台になってございます。

このような状況でも、現在一時利用が不足しているということで、今後定期利用枠の拡大をこの6月1日からもう既に実施しておりますが、定期利用枠の拡大を6月からさらに割り増しを約170台行ってまいります。この170台を行うことによりまして、今まで定期利用箇所が利用できずにやむを得ず一時利用箇所を利用して利用者が減ってくるのではないかと考えてございます。

この定期利用の拡大後についても、一時利用箇所の満車が改善されずに、今までと同様に現地の定期利用箇所に一定の空きが確認された場合には、定期利用の一部を一時利用箇所に変更することを考えてございますが、まだちょっと具体的な数字についてはこれからの検討ということでございます。そのような状況になれば一時利用の箇所を増設していくということで考えてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） そうすると、定期利用自身も足りないといえますか、待機者が多くて、それだけ要望が強かったということで、ただ結果的には逆に一時利用がとにかく少ないという現状があるということだったと思います。

これはお隣の武蔵村山市さんの知り合いの議員さんからもぜひやってほしいという強い要望を私も受けておりまして、武蔵村山の市民からすれば、本当に駅、とりわけ玉川上水を利用したいのに、少し離れたところから自転車で一時利用を利用しようと思って行っただけ結局はとめる場所がなくて、結局また家に戻ってっていう、そういう状態だということで、結構深刻な問題になってるそうです。

これは当然東大和でも同じなことですけれども、ただこのことによって、これだけの台数をこの6月からふやしたということでありますから、実際どうなのでしょう、これで先ほどの話ですと、まだいろいろ支障を来すとした場合、さらに増設する余裕はあるのか、また何らかの工夫が相当いろいろ必要になるのか、その辺はどうなのでしょう。

○土木課長（寺島由紀夫君） 定期利用につきましては、今全ての駐車場におきまして空き待ちの状況が発生してございますが、実際に駐車場を見ますと空きが生じてるんですね。これにつきましては、理由についてはあくまで推定になるんですが、毎日利用しない利用者がいるとか、逆利用者、駅から職場、学校等に向かう方がいるとか、契約だけして利用してない方がいるとか、そういう方がいるかと思えます。そういうようなところで余裕が今現実的にはありますので、そちらのほう、定期利用枠の拡大をしても、なおかつあいてるようであれば一時利用枠の、玉川上水につきましては、特に第二駐車場、線路沿いのところと療育センター前の歩道のところにあります第六駐車場、そちらが特にあいてますので、そちらのどちらかを一時利用箇所に増設することもちょっと考えられるということで今検討してるところでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 確かにあいてるということは、逆利用といえますか、駅前、他市から来て駅前に自転車を置いていたのをを使って学校へ行くとか職場へ行くということですが、ただ、この間の論議では、東大和高校、南高校は近いからないと思うんですけど、東大和高校に関しては自転車の利用は認めてないということは、それは変わらないですか。その辺は確認とれてるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 前回の質問のときに、東大和高校につきましては玉川上水、上北台の自転車利用は認めず、東大和市駅の有料自転車等駐車場を利用することということになってございましたが、4月に入りまして東大和高校に確認しましたら、市内の各駅が全て有料になったということで、今年度からは生徒に対しまして、自転車利用に際しては近隣の各駅の有料自転車等駐車場を利用することとして指導しているということで、特に駅の指定はもうしていないということで、自転車の利用も特に制限はしていないということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） そうなるとやっぱり結構な台数、生徒数からしても多いですから、その辺がちょっとネックになるのかなという気もします。そうすると、せっかく借りてるのをほかの人に、学校行ってる間だから大丈夫だろうって貸すわけにはいかないんでしょうけども、何らかのそういう学校側の事情も含めていろいろ検討できないのかなという気はします。

これは、今回このいろいろそういう相談を受けて、私もそうだと思うし、あと実際今これは、今回の通告も自転車ということで聞いてますけども、例えばバイクなんかも、50cc以上のバイク、東大和市はまだそのための場所を設置してませんから、本当に正直私なんかそういう50cc以上のバイク乗ってるんで本当に困るといいますか、いろいろな問題、まだいっぱい残ってるんですけども、そこでちょっと私のほうとして、例えばよく駅のところで駐輪場、自転車置き場の2階建てといいますが、なんかのそういう場所も設置してあるのをよく見かけますけども、ちょうど駅沿いとかなんかでもそういうふうに駐車場を2階建てにして、そこを工夫してふやすとかいうことは、これはちょっと何かいろいろ規制があっただめみたいな話も伺ってますけども、実際どうなんでしょう。全くだめ、可能性はないんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市におきましても、線路沿いにごございます第二公共自転車等駐車場につきまして、最初2階建てということも検討させていただきましたが、よくよく調べてみますと、2階建てにすると建築物になりますので、またそこが道路区域内になるんですね。あそこは道路沿いになりますので、道路区域内であり、道路上に建築物を建てることができないということが判明しました。仮にそこを2階建て、最初のころはその2階建てをちょっと検討していたわけですけども、仮にそこを2階建てにするとしても長いスロープが必要になりますので、現在平面の駐車場で425台ですが、その2階建てにしたとしても480台ということで、55台程度しかふえず、それまでの費用をかけて設置するものかどうかということは当初はございました。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） その点はじゃわかりました。

あと、武蔵村山市側といいますか、近い部分というのはちょっともうないのかな、これ、要は武蔵村山の方から言わせれば、自分たちもここに関しての駐輪場対策のためにお金を東大和市に払ってる、負担してる、だから何とかしてほしいという話らしいですよ。その点に関しては、武蔵村山市との協議といいますか、その負担に関しては変わらず、武蔵村山市からもしていただけてるのか、さらに増額するから何とか武蔵村山市分をふやしてほしいとか、そういった要望はあるんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在武蔵村山市につきましては、玉川上水だけではなく、桜街道駅周辺、また上北台駅周辺の民有地につきまして、その民有地の借上げ費用の半分を負担していただいております。

そのようなことから、自転車利用の利用料金、そちらも東大和市の市民と同じような形にしておりますが、先ほど議員がおっしゃったようなそれ以上のことについての話はございません。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。具体的な形で何とかいろいろ対応はされて、既にもうこの6月も初めから増設して様子を見てるということでありますから、その成り行きをもう少し見るしかないのかなとは思いますが、とりあえず担当者の味方とすれば、この6月からの少し増設したところなどで一応需要といたしますか、落ちつくと見てるのか、あと、伺ってますと、朝の9時ごろまでに大体一時利用の駐輪場が満杯になると。それ以降は空きが出始めるというんですかね、そういう状況ですけども、この辺も見て、大体现状としてはどうなのでしょう。その辺の推移も見てるとは思うんですけども、とりあえずはしばらくこの様子を見て判断するような形なのか、さらに次の手を打つような考えを持ってるのか、その点を再度お伺いしたいと思います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 当初、総合計画を策定したときに、玉川上水につきましては整備計画台数が3,034台という台数が出てございました。その中で、今回の定期利用の割り増しをすることによりまして3,250台ということで大幅に増になります。ただ、現実を見ますと、今の現状はそういう形で一時利用が満車になってるってところがございますが、この3,250台に、今後この6月1日からふやそうとしてございますが、こちらがこのような形になり、また一時利用がそれでも満車になる場合には、また一時利用の検討ということで考えてございますので、そのようなことをすることによりまして、駐車場につきましてはほぼ解消されるのではないかと考えてございます。そのところを今後様子を見ていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。当初のいろいろ計画を超えた形で整備もしてやってるということでありますし、確かに学校、東大和高校などの対応が違ってきたりとか、いろんな面もあるんでしょうけども、ちょっとそれは確かにいろいろ関係機関とももう少し調整できることはしていただいて、ぜひ一時利用ができればという形に何とか持って行ってほしいと思います。

今とりあえず、もう6月からもう既に実施してることでございますので、この点についてはこの程度で終わりにしたいと思います。

次に、都営向原団地創出用地への特別支援学校の問題ですけれども、先ほどの市長の答弁では、前回の議会以降進展がないという形ですが、これはいろんな要望を出されましたよね、事細かく。それに関して問い合わせとかそういうことも一切ないということなんでしょうか。ちょっとその点お聞かせ願いたいと思います。

○企画財政部長(田代雄己君) 東京都さんのほうに仮要望、昨年の12月に出しまして、その後、その内容の確認、市がどんなことを考えてるかという確認と、それとあわせて、今主要な要望事項で、一番大きいというんですかね、雨水貯留施設の整備の問題がありますので、その関係で東大和市の考え方の確認ということで話してるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) そうすると、東京都としてはいろいろ市が本当に事細かく相当細かい点までいろいろ要望を出した事の中で、地下の雨水の貯留槽ですか、これに関してはいろいろ問い合わせしてきたということは、やはりここが一番ネックといたしますか、金額的にもいろいろ大変だと。どの程度のとか、そういう具体的な内容で問い合わせだったんでしょうか。

○企画財政部長(田代雄己君) 東大和市としましても、向原・南街地区の道路冠水の問題、大きな懸案だと感

じております。またこの特別支援学校の設置に伴いまして貯留施設を東京都の負担で建設していただければ大きな課題の解決につながると思いますので、そこを中心として今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） その点で協議をしているということですが、一方で、もともと東京都の教育庁のほうでは、昨年の夏から秋までにいわゆる基礎調査の契約手続を開始する云々ということによって最短スケジュールで計画したいということをもともと東京都側は述べてましたけども、そちらは東京都は進めてるということで認識してよろしいんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの東京都におけます基礎調査の実施につきましては、東京都で予定どおり昨年中公表がされまして、済まされていると聞いております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そうしたら、東京都の教育庁のほうとしては、一応予定どおり進めてるということは逆に言えると思うんですよ。そうすると、問題の貯水槽に関しては確かに教育庁の判断するというよりは、ほかの東京都の部署になっちゃうのかなとは思いますが、この点で話としては、これは具体的にいつごろまでにかという話はあるんでしょうか。それとも大体、もう少し東京都側の動きを見てから市が判断するとか、そういう形で見てるんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） この向原の地区の創出用地につきましては、地区計画によりまして住宅しか建たない地域になっております。また建築条例などの改正も必要になりますので、まずそちら、東大和市のほうはきちんとその内容を理解して、そういう地区計画の改正なども、変更なども必要になりますので、そういう意味では協議が現時点では進展しておりませんので、そのスケジュールとしましては現在は未定、わからないというような状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 私としてもちょっとこの、もともとこういう特別支援学校ができるということは、まちづくりにとっても私は福祉の観点からもプラス面で考えていいんじゃないかとは思ってます。つまり、単に住宅をつくるっていう、そういう発想ではなくて、こういう特別なものができることがいろんな意味で、福祉とかいろんな面に対しても刺激を与えて、より豊かなまちづくりが行われるんじゃないかという視点を持っています。

ですから、私としてはぜひ早くきちんとつくってほしいんですが、もともと東京都が住宅用地として地区決定までさせておいて、それを覆してこの次こういう話になったっていうことは確かに経過はあるんですけども、結局東京都はその後住宅っていう話はもうないと見ていいんじゃないですか。つまり、南側のほうの創出用地も関係してきますけども、つまり東京都の姿勢は、もうそちらで幾らそう待っても住宅をつくるという視点は、そういう姿勢は持ってないかと思うんですけど、その点の感触をどう市は認識していますか。

○都市建設部長（直井 亨君） 東京都のほうでは、当初行いました住宅のプロジェクトについては、現在新たなものをやる考えはないというようなお答えをいただいているところではございますけれども、市としましては、そうしたことを行うということで都市計画を変更したものでございます。そうしたところにおいて、東京都の土地であるからといって、東京都が勝手にいろいろ変えるということはそもそもおかしいというふうに考えております。地区計画を定めてよいまちづくりをしようとしたところでございますから、もしこの地区計画を変

えるのであれば、現在の計画よりもよりよいものにする必要があるというふうに考えております。このためには、北側の地区だけではなく、南側の地区も含めてよりよい計画とすることを東京都として我々に示す必要があるというふうに考えてるところでございます、単に特別支援学校が欲しいからといって北側の地区だけ都市計画を変更するということはおかしなことであるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 確かに北側のことが、これがこういう話が来たから、もともと東京都が言ってきたことで振り回されても困るっていう、そういう認識が強いのかと思いますけど、もともとこれ、そこに住宅建設を求めてきたのは東京都のどの部局なのかな、その関係する部局ですよ。逆にこちらのほうは教育庁ですよ。そっちの間で打ち合わせとかそういう調整っていうのは当然してない、してあってこういう話になってるのか、その辺はどう見てらっしゃるんですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 私はもともと東京都におりまして、都営住宅経営部におりました。平成22年度には住宅プロジェクトの担当の課長をしております、その計画の説明に東大和市まで来たという経緯がございます。その後、23年度になりまして、ちょっとほかのところへ行っておりましたけれども、もともとは東京都の都営住宅経営部のほうで民活プロジェクトとしまして住宅のプロジェクトをやろうとしていたところがございます。東村山市で行いました住宅プロジェクトと似たような戸建てのプロジェクトを行うということを前提に計画を進めていたものでございます。

今回北側の特別支援学校にしたいという土地利用につきましては、その私がもともといました都営住宅経営部の担当の部長と課長も含めまして市のほうに説明に来ておりまして、その上で特別支援学校もつくりたいという話は来てるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、東京都の内部として、つまり今の部長さんのほうはもともとその担当でもあったということですから余計詳しいと思うんですけど、どうなんでしょう。今後の推移を逆に教えてほしいんですけども、お願いします。

○都市建設部長（直井 亨君） そもそもこちらにつきましては住宅しか建たない地区計画が定められてるところでございます、こうしたところになぜ学校を建てると。市としましては、特別支援学校が東大和市を含めました北多摩地区に必要であるということについては認識はしておりますけども、わざわざ建たないところになぜ選んでやったのかということが理解できないところでございます、東京都の土地はここだけではないはずだと思いますから、通常であれば、特別支援学校が建てられる土地に計画するのが普通であるというふうに認識しております。

このプロジェクトを、北側に特別支援学校をつくるためには、当然地区計画を変更する必要があるわけでございますので、それを市議会議員の方も含めまして、市民の方に理解していただく必要があると思いますので、それを理解できる説明を東京都がしていただかない限りは地区計画の変更は困難であるというふうに考えてるところでございます。

そのためには、今市としましては、雨水貯留施設の設置を要望してるところでございますけれども、これを東京都の費用負担でやっていただくというのは十分条件ではございませんけれども、市としては地区計画を変更するための必要条件ではあるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 言わんとすることはよくわかりますけれども、ただ、地下貯水槽というか、雨水対策としても必要だと。それは当然東京都の形でやってほしいのは本当山々ですし、その条件として言うのもう当然そうだと思います。

ただ、東京都の教育庁がなぜ地区計画で建てられないところ、そこを選んできたか云々は、ちょっとそれは東京都でやってもらいたい話であって、当然東京都内部でいろいろな話はしていると当然思います。その上で、あえて投げかけてきたんだろうと思いますから、確かに私からすれば、逆に貯水槽のことがうまくいったら、やっぱしその話はすぐゴーサインで動いてほしいし、逆に言うと市がもう一回、また面倒くさいけども、地区計画を変えるということの作業を行う必要があるわけですから、それはそうなんですけども、ただ、一応そういう条件が整うのであれば、やはり私は多くの、既に住民の方、関係者の方も設置を要望してますから、問題ないんじゃないかと、そのように思います。

ちょっとこの件は、一応担当の考えはよくわかったので、ここまでにしておきたいと思います。

それでは、次の市民の安全・防犯対策について伺います。

スクールガードということで、市のほうは各学校単位で設置をしたということ、教育委員会でしたということですけども、これはもう少しちょっとスクールガードというものがどういうものか、実際各小学校区単位でどのぐらいの人たちがかかわってやってるのか、その辺をちょっと、細かくなくてもいいですけども、大体の様子を教えてください。

○教育総務課長(石川博隆君) スクールガードについてでございますが、こちらにつきましては、地域住民の方が学校に登録した上で自主的に、原則として年間を通しまして学校内の巡回、それから通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視ですとか、それから主に通学路において交通整理をしながら見守り活動等、これらの活動を行っていただくという形でございます。

それで、スクールガードに対しまして、そのほかのPTAさんの方、活動しています学童交通擁護ボランティアさんという形で区分してるんですけども、その2つに対しましては市でも傷害の保険のほうにも加入していることがございまして、その加入者数で申し上げますと、スクールガードの平成29年の直近の情報ですと市全体で32人の登録があるという状況でございます。

ただ、地域的によりまして、全てのところでいっちゃうということじゃなくて、ちょっとゼロというか、学校によってはどうしても今現在活動されていないというふうなところもございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと私自身がスクールガードそのものがよくわかってなかったんであれですけども、じゃ学校によってはスクールガードということがかかわってる人がいない学校もあるということですよ、今の答弁ですと。逆に学童の交通ボランティアに関しては、大体各学校にいてといたしますか、それはもう各小学校区のそれなり的人数がいて活動してると、そういう認識でよろしいですか。

○教育総務課長(石川博隆君) そうですね、PTAさんの学童交通擁護ボランティアにつきましては、今現に通学してる児童・生徒さんの保護者の方がPTAの活動を通して、季節的になりますけども、そちらの通学路において交通整理しながら見守り活動を行っていただいておりますけれども、先ほどの例で申し上げますと、29年度で643の方が登録されているということで、おおむね全10校の中で御活動いただいているという形になってございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) そうした中で、今教育委員会としては、そのスクールガードそのものが単に交通安全だけじゃなくて、子供のいろいろ登下校の見守りというんですか、そういうこと全体を含めてやってるように伺いましたが、そちらが実際まだ人数は足りてないという感じですけども、今回私のほうで伺いたかったのは、交通安全上の問題で登下校のいわゆる昔の緑のおばさんじゃないですけども、学童交通擁護員でしたかね、そういった形での役割を学童交通ボランティアの皆さんたちが大体各小学校区やってるといふふうに認識していらっしゃるのか、教育委員会としてね。その辺は、ここの地区は大変少なく大変困ってるとか、その辺はどうなんでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 議員の御質問ありましたように、学童の交通擁護員、いわゆる昔、緑のおばさんと呼ばれたものでございますけれども、今現在は第七小学区の1カ所を除きましてはそういった配置がないというような状況でございますけれども、平成12年度よりそういう形で、今現在1カ所のみというふうな形になりましたけれども、その廃止後につきましても、現在におきまして各学校におきましては保護者の方、PTAの方、そのほか今言った学童交通擁護ボランティア、スクールガードの方々の、さまざまな方々の御協力をいただきながら登下校の児童の方の交通安全を図っているというところでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 交通安全上のことでいえば、一応大体各小学校区でやられてるといふ認識だということに理解しました。

それでは次に、市民からの防犯上の相談云々という、ちょっと次の問題ですけども、先ほどの答えでは、市民からの防犯上の問題で、いわゆる特殊詐欺、オレオレ詐欺とか、そういったことの相談が多数のようですが、それ以外の相談といえますか、そういったものはどういうものがあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市役所の防災安全課のほうの窓口や、また電話で相談を受ける内容としましては、今お話があった特殊詐欺の関係で、自動通話録音機を設置したいという相談ですとか、それ以外につきましては、個人宅に防犯カメラをつけたいんだがという、そういう相談が昨年から含めて10件ないぐらいの数で相談があったことは事実でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今の個人宅の防犯カメラ云々ということで、たまたま私も相談を受けた中でそういう事例があったんですけども、ちょっと夜な夜な変な方が、変質者というか、何かわかんないけども、いろいろ来て、ちょっと嫌がらせするみたいな事例が発生してると。そういうことで、ただ市としてはその防犯カメラに対してとか、設置せざるを得ないと、そこで証拠を見つけないといつても、市の補助としてはないんですよ、現状は、それに対する金銭的な。それ以外にそういった相談を受けたときに、どういうふうな対処をうちの市としては今やってるのかを教えてください。

○総務部参事(東 栄一君) 現行の防犯対策としては限られておりまして、先ほど市長から御答弁いただきましたけれども、安全安心メールで情報提供したりですとか、それから青色回転パトロールカーですね、重点的に配備して回ってみたりとか、それから警察との調整の中で、防犯看板が設置できれば近くに防犯看板を設置するなどして対応してるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 現状ですと、たまたま私も伺ったら、どうしてもそういう防犯カメラは自費で設置せざるを得ないと。やっぱり安くても、その方も30万、40万ぐらいの費用をかけて設置せざるを得ないと、

そういう相談が少なくとも少しはやっぱり出てきているということであれば、何らかのいろんな制度を活用して、別に市がお金出すっていうんじゃないかという気がするんですけども、そこで警察とか、例えば防犯関係のいろんな機関、そういったことの連携として、市としてはどういう連携をとっているのかなのか、その辺はどうなのでしょう。

○総務部参事（東 栄一君） 警察や、それから各防犯機関との連携という話なんですけれども、基本的にまず警察からは、それは犯罪捜査上の問題という観点からかもしれませんけれども、情報はほとんど来ないのが実情でございます。

その中で連携ということになりますと、先ほどの市長のほうからも答弁いたしましたけれども、市のほうでそういった警察や防犯協会等関係機関で構成される生活安全協議会というのを今最低でも2回ぐらいは開催しております、その中で各機関での施策の取り組みの状況ですとか情報交換しながら、関係相互の連携に努めているという状況でございますので、今のお話であったような事案については、犯罪行為ですから、警察の方々に積極的にやっていただきたいという話をするしか今のところはないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 今現状でいうと、なかなか警察との連携する場がとれてない、たしか高齢者とか福祉関係のそういう中で、警察関係者も一緒に参加してのそういう会議がやっぱし年2回ぐらいやられてるのは私も知ってますし、顔を出したことがありますけども、本当だったらそういう場が、福祉関係に限らずに、別のこういう防犯のため、例えばさっき言ったような事案のためにもっと連携してとれる場を設けてもいいんじゃないかと思うんですね。

ですから、この市のほうの働きかけでやっぱし警察関係者——警察の担当者に来てもらってそういう会議を設置して、やっぱしより密接に情報交換できるような場を市のほうから働きかけないと、どうも警察のほうはただでさえ忙しいのか、なかなか乗ってくれないようですから、やはりそういう場の設定を検討してもいいんじゃないかと思えますけども、その辺をぜひ、どうでしょうか、検討していただきたいなと思っておりますけども、見解はどうでしょう。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほど申しあげました生活安全協議会と、そういうところで警察の方、来られます。ですから、その情報交換の中でそういったお話もあるということで、そういった福祉部門の関係者も含めた、そういうことも含めてお話する場ができると思っておりますので、働きかけだけはしてみたいと思います。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 一応そういう生活関係、防犯の関係の場があるのが、ただ本当に私も福祉関係のそういう場があって顔を出しても、年に2回なんですよね。もう本当に一回顔合わせして、あともう一回やったらもう終わりだっていう形でなかなか煮詰まったというか、具体的な論議ってなかなかしづらい。実際にいろんな団体も来て、関係者だけで二十数人、もう各自の挨拶だけで時間が終わっちゃうような実態があるので、ぜひともより頻度を、回数をふやす形で、関係者ももう少し絞ってもいいかと思うんですけど、ぜひそこで煮詰めた論議して、警察とも連携していただく形でぜひそういった場を設けて、よりちょっと私は密接な関係をとっていただきたいと思っております。

ぜひそういったことも検討していただきたいことを要望して、私の一般質問を終わりにします。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時37分 延会